

発 言 者	議 事
委員長 委員 委員長 委員 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長	〔 9 月 7 日 〕 一言御挨拶を申し上げます。 第 3 回定例会において議会決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりまして、委員各位の御賛同を得ました。誠に光栄に存ずるものであります。 委員皆様の格別なる御支援を賜り、委員会の運営に当たってまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 以上、甚だ簡単ではありますが、挨拶といたします。 ただいまの出席委員数は、議長、山崎議員を除く 8 名であり、定足数に達しておりますので、令和 4 年度厚沢部町議会決算審査特別委員会を開会します。（ 1 1 : 2 6 ） これより議事に入ります。 本特別委員会に付託された案件は、令和 3 年度厚沢部町各会計歳入歳出決算の認定に対する審査で、一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算の合わせて 7 件の審査であります。 なお、議案の説明については起立し、それ以外は質問者、答弁者ともに着席のままとし、質問は 1 件ずつ一問一答式で行うこととしますので、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁を心がけてください。 また、発言は必ず委員長を通してから行うようお願いします。 審議の途中ですが、暫時休憩といたします。（ 1 1 : 2 7 ） 休憩前に引き続き会議を開きます。（ 1 1 : 3 0 ）

委 員 長	審議を続行いたします。
委 員 長	認定第 1 号令和 3 年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について議題とします。
委 員 長	議案の説明を求めます。
委 員 長	副町長
副 町 長	認定第 1 号の令和 3 年度厚沢部町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
委 員 長	審議の都合上、歳入・歳出とも款ごとに質疑を賜ります。
委 員 長	歳入、1 款町税について、1 6 ページから 1 9 ページです。
委 員 長	7 番上戸委員
上 戸 委 員	歳入で、町民税で 7 2 万 4 , 0 0 0 円の不納欠損額出ていますけれども、この状況というのは どういう状況でこういうふうになったのか、御説明をお願いします。
委 員 長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	不納欠損額の説明なんですけれども、死亡に関する不納欠損が 1 件、R 2 年、3 年で調査した 結果、処分する財産がないための不納欠損が 1 件、居所不明が 1 件、生活困窮、生活保護受給者 なんです、1 件となっております。合計で 7 2 万 4 , 2 2 9 円となっております。 以上です。
委 員 長	7 番上戸委員
上 戸 委 員	今の説明は、そういう状況だから、やむを得なくて 7 2 万 4 , 0 0 0 円の不納欠損が出たと。 要するに徴収努力はしたんですかね、しての、この残りなんですか。

委 員 長 住 民 税 務 課 長	住民税務課長 個人に折衝して処分できるものは処分し、できないものというか、あと、ちょっとお待ちください、すみません。 折衝して分納誓約等をしましたが、処分できる財産がない、または、生活困窮のためやむを得ず不納欠損したケースであります。 以上です。
委 員 長 上 戸 委 員 委 員 長 課 税 収 納 係 長	7 番上戸委員 生活困窮者は、そうしたら減免するんだというふうな決まりがあるんですか。 課税収納係長 生活困窮者イコール生活保護受給者でございますが、生活保護受給者に対しての町民税なり固定資産税の徴収はできないこととなっております。それで、財産調査を行いまして、その自治体にまだ生活保護を受給しているよという証明をもらった後、時効を迎えますので、今回不納欠損として計上しております。 以上です。
委 員 長 委 員 長 中 山 委 員	そのほか町税について何かございませんでしょうか。 1 番中山委員 そのページの下のほうに固定資産税あるんですけれども、固定資産税の中で現年課税分の 4 2 万円、そして滞納繰越分が 2 9 1 万 1 , 0 0 0 円、この内容をお知らせ願いたいと思います。
委 員 長 課 税 収 納 係 長	課税収納係長 令和 3 年度の収入未済額 2 9 1 万 1 , 2 7 6 円、こちら 1 2 名の方が滞納され、期別に申すと

委員長 中山委員 委員長 課税収納係長	45件ということです。なお、その前の年と比較するのもあれなんですけれども、565万4,000円ほどの滞納がありましたが、その半分になったというふうに、徴収した成果だと感じております。 なお、3年度の収入未済額42万円、こちらに関しては、昨年度より20万円ほど収入未済が減っているということで徴収率は上がっていると、個別の折衝の効果が成果として表れているのではないかと考えております。 以上です。 1番中山委員 現年度の課税分での未済額というのは、これからも期待できると思うんですけれども、滞納繰越分、何年ぐらいがどのぐらいの件数で、その件数、長いのでどのぐらいの年があるんですか。 課税収納係長 延べ人数で言いますと20名なんですけれども、一番古いので言いますと、平成11年度からの課税が残っております。なお、その方に関しては、現在も納付をほかの税金も合わせて納付誓約を結んで徴収しておりますが、残っている滞納額も多いものですから、なかなか減らないところであります。 また、先ほど課長が申し上げたとおり、過去の平成10年代の方の調査を厳しく行いました。その結果、財産があるということで口座差押えにより50万円ほどの滞納をされていた方、こちらでも平成15年度以降滞納されていた方が、口座差押えにより完納したということで、随時財産調査、口座振替などを確認しながら徴収に努めていきたいと思っております。 以上です。
---	---

委員長 上戸委員	7番上戸委員
	今のところの固定資産税なんですけれども、行政報告書の14ページ、14ページの(2)に町税等調定額税目別伸長状況と載っているんですけれども、このうちの固定資産税が1億6,750万円、この3年分ですね、2年度で1億8,400万円と。これ固定資産税が下がるというのは、どういう状況になってこれが下がったということなんですか、御説明をお願いします。
委員長 課税収納係長	課税収納係長
	決算書の22ページの上にございます。決算書22ページ、新型コロナウイルス対策地方税減収補填特別交付金というのが3年度のみ計上されております。
委員長 課税収納係長	もう一度、ページ数等説明してください。 決算書22ページです。22ページ、一番上にあります。
	22ページ、一番上の新型コロナウイルス対策地方税減収補填特別交付金933万6,000円というふうに補正予算となりまして、収入934万8,000円入っております。こちらが昨年度特別に交付金となったものですが、中小企業が新型コロナウイルス対策として感染拡大防止の影響を受けて収入が減少している中小事業者の、原則として業種は限定しておりませんが、こちらの方々を対象として、令和2年の任意の3か月間の売上げが、前年の前の年の令和元年の同期間の3か月と比べて30%以上から50%未満減少している方、中小企業の固定資産税を2分の1にすると。また、50%以上減少している中小企業の固定資産税をゼロにする、減免するという施策がありまして、その分の固定資産税が減っております。その分、国からこの交付金が入ってきておりますので、1,000万円近くの固定資産税が減っているんですけれども、その分、こちらのほうで補填されていると。また、それ以上に当然固定資産税の調定額は令和2年と

委員長 中山委員	3年と比較すると減っているんですけども、それは現況の課税に基づいて評価しておりますので、土地の評価が下がるとか地目が変更になれば賦課価格が下がりますので、調定額が減というふうになっております。 以上です。 1番中山委員 参考までに聞きたいんですけども、家屋を解体した後、更地に戻すと、そこは60%の課税増ということになるということで、3年度中にそういう件数が何件ぐらいあったのか。また、それについて町としてはどのような調査をするのか。もし分からなければ、後で調べてくれば結構です。
委員長 課税収納係長	課税収納係長 申し訳ございません。具体的な件数と金額に関しては、今資料がございませんので、昼明けに説明したいと思います。申し訳ございません。
委員長 中山委員	1番中山委員 できればですね、今後これはかなり増えてくると思うんですよ。現在、家を解体するという方が増えてきていますので、そういうときにどの程度の固定資産税がそのような状況になっていくのか。これは本当に町としても大変なことだと思いますけれども、それらについての件数、3年度中で結構ですので、その辺の対応、町としてはどう調査しているのか、それについても報告していただきたいと思います。
委員長 委員長	審議の途中ですが、休憩して昼食といたします。 午後は13時から再開いたします。（11：54）

委 員 長	午前中に引き続き会議を開きます。（１３：００）
委 員 長	審議に入る前に、先ほどの中山委員からの家屋解体件数に関する質問に対して、課税収納係長より答弁があります。
委 員 長	課税収納係長
課 税 収 納 係 長	令和３年中の家屋の解体は１６棟ございました。中山議員の質問は、住宅用地に対する軽減、土地代の軽減の御質問だと思いますが、１６棟のうち課税額が増加したのが１０棟、変わらなかったのが２棟、この変わらなかったというのは、壊した後に新築を建てたことによるものです。また、減少したものが４棟ございます。土地の広さに応じて土地代の価格が６分の１あるいは３分の１に減額するのが住宅用地の負担軽減の制度でございますが、そのうち増額したのが１０棟で５，０００円から１万５，０００円増加しております。なお、減少というのは、家屋にかかっていた税金が軽減された土地代よりも高かったため、家屋を壊したことによって固定資産税全体としては減額になったというものが４棟になっております。
	以上です。
委 員 長	１番中山委員
中 山 委 員	今の説明の中では、地主にその部分の固定資産税が、例えば借地した場合に地主さんにかかってくるということだね。
委 員 長	課税収納係長
課 税 収 納 係 長	家屋と土地の名義が違う方に関しては、解体前も解体後も地主さんに賦課されておりますので、家屋が解体された後に減少するか増額するかは、地主さんに影響するものです。
委 員 長	１番中山委員

中山委員	町内見ても、私の周り見ても、かなりの空き家が今増えています。その中でも、例えば1軒のうちで4棟の建物があるとする場合に、その4棟全部がその対象になってくるのか。当然なるのかなと思うんですけれども、そういう事例が町内かなりこれから増えてくると思うんですよね、解体する。これ、どうなんですか、こういう時代ですので、ほごす方が何か躊躇してしまうんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の対応策というのは町では何か考えていますか。
委員長 住民税務課長	住民税務課長 家屋のみの固定資産の土地の軽減というのは、住宅用地に係る居住用の部分だけに6分の1、3分の1の軽減がかかっているもので、倉庫等という、4棟とかというのは倉庫も含めた4棟とかという意味でしょうか、に関しては初めから軽減がないので、建物を解体したからといって固定資産税が上がるというケースはありません。今解体進めているのが、大体古い住宅とおっしゃいますが、親御さんが亡くなってもう遠いところに子どもたちがいて解体しているというケースがやはり多く見られているところです。管理ができないということで解体しているのであって、固定資産税に係る増減があるからといって躊躇しているというケースは、今のところ見られないと思われます。 以上です。
委員長 中山委員	1番中山委員 ということは、例えば地主さんが土地を放棄するというようなことも出てくるんじゃないかなと思うんですよね。そういうふうになった場合に、町としてはどう対応していくのか。あくまでも土地があって、その土地の地主さんにその税金を払ってもらう、固定資産税を払ってもらうとい

委員長 住民税務課長	うことになっていくのか。そうなると、いつまでも、いなくても地主さんはお金払っていかねければ駄目だということになっていくんですね。それは、どう我々判断して対処すればいいのか。
委員長 住民税務課長	住民税務課長 家屋の場合は、未登記といって登記はされてない家屋が多いんですけども、土地の場合は必ず登記、法務局のほうへ行って登記しなければならないです。なため、放棄されているとおっしゃられましたが、必ずその所有者に課税しますので、放棄されてても、いなくても、ここ厚沢部町に住んでなくても、課税し、納付書を送って、支払っていただいております。 以上です。
委員長 中山委員	1 番中山委員 大変しつこくてすいませんけれども、だんだんだんだん血縁者がいなくなってしまうと。そうなった場合には、やはり町としても取りようないということになると、その土地はどういうふうになっていくんですか。
委員長 住民税務課長	住民税務課長 だんだんそういうふうになっていくかというふうにおっしゃられますが、今のところ放棄されて課税できない状態にある土地というのはありません。 以上です。
委員長 委員長 上戸委員	そのほか質疑はありませんか。 7 番上戸委員 今度は 1 8 ページの入湯税の関係なんですけれども、うずら温泉の課税分の入浴者がこの行政

	報告書に書いています1万9, 101人になっていきますけれども、聞くところによりますと、うずら温泉は2時半から3時半まで休んでいるというように聞いていたんですけれども、まず、これ休んでいるかどうか、ちょっと確認をお願いしたいと思います。
委員長 政策推進課長	政策推進課長 コロナが拡大してきている中で、ある時点から1時間消毒の時間という形で休館しております。それは現在も続いております。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 今休んでいると。要するに、休んでいなかったら、もっと入湯税が上がるんでないかと。不便を感じている人もかなりいるというふうに聞いています。それで、館も、それから厚沢部のほうの上里にも温泉施設があるわけでありましてけれども、そちらのほうは休まないでずっと営業しているというので、何でうずらだけが、コロナの関係だかも分からないけれども休む必要があるんだということが甚だ疑問なんですよ。これはどういうふうに考えていますか。
委員長 政策推進課長	政策推進課長 おっしゃるとおり、館と上里の温泉につきましては休館にしていけないという状況であります。ただ、うずら温泉につきましては、町外から来られる方も多いと、観光的な部分である施設ということと、指定管理者である株式会社シード、こちらのほうと話をしながら休館という取扱いを決めております。ただ、館、上里は休館してないということもあり、コロナも大分落ち着いてきているという中で、そろそろこの取扱いを改めるべきかなと考えていたところ、7月、8月、またコロナが拡大してきておりましたのでこの取扱いを継続してきたというような状況でありまして、今後またこの取扱いをやめることも検討していきたいと考えております。

委員長 上戸委員	7番上戸委員 非常に曖昧な回答で、ありがたいんですけども、やっぱり町内に3か所ある温泉施設、これ担当部署違うかも分かりませんが、同じ体系で営業したらどうかなというふうに思うんです。ですから、相手がいることだから簡単に明日から営業しますと言えないかも分からないけれども、できるだけ早く休み時間を取らないで営業すれば、10人でも20人でも利用者が多くなるというふうな気がしますので、ぜひそのような対応をしてもらいたいというふうに思います。もう一度この件に関して考え方をお願いしたいと思います。
委員長 政策推進課長	政策推進課長 上戸委員の御意見として承りたいと思います。 本来休館にしないという取扱いも一時考えたんですけども、そのときまた檜山で増えてきていたということもありまして、この時点でやめるとなるとちょっと取扱いとしてどうなのかなと思って、増えてきている中で休館をやめて消毒の時間を取らなくしたという取扱いになると、1時間休んで消毒をしていたんですけども、それがコロナが今檜山で増えていた中でやめるというのはどうかなということで続けてきました。 今後落ち着いてきていますので、前向きに考えていきたい、休館をやめたいと考えております。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 もうしゃべらないつもりなんだけれども、コロナ、コロナと言うから、コロナであれば、館もそれから厚沢部のほうも同じだと思うんです。だから、本当にそのせいで休館しているのかどうかというのが分からないんですよ。何でというふうな思いがあるので、できるだけ早く解消をし

委 員 長	ていただきたいというふうなお願いです。答えは要りません。
委 員 長	ほかに質疑はありませんか。
上 戸 委 員	7 番上戸委員
委 員 長	収入全般ですよね。
委 員 長	1 款の町税についてです。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので、次に進みます。
委 員 長	2 款地方譲与税について質疑ありませんか。ページ数は 1 8 ページから 1 9 ページまでです。
委 員 長	8 番浜塚委員
浜 塚 委 員	今ウクライナ戦争で原油価格というんですか、ガソリン価格が大変高騰しておるという状況だと思います。それで、分からないので聞きますけれども、1 番目の地方揮発油譲与税というのは、価格が上がった場合には高くなるとか、交付される額が多くなるとか少なくなるとかという、そういう関係性はあるんですか。
委 員 長	副町長
副 町 長	この揮発油譲与税というのは、製造現場から揮発油を製造するときに量によって課税されるということになっております。要するに油代が上がったからじゃなくて、製造した量、量に課税されて、その 1 0 0 分の 4 2、4 2 %ですね、それが市町村に交付されると。その市町村道の道路の延長、それから面積、そういうものが交付の根拠になっております。
委 員 長	そのほか質疑ありませんか。（「ありません」の声あり）
委 員 長	ないようですので、次に進みます。
委 員 長	3 款利子割交付金について、1 8 ページから 1 9 ページまでです。（「ありません」の声あり）

			り)
委	員	長	ないようですので、次に進みます。
委	員	長	4 款配当割交付金について、20 ページから 21 ページまでです。(発言する声なし)
委	員	長	ないようですので、次に進みます。
委	員	長	5 款株式等譲渡所得割交付金について、20 ページから 21 ページまでです。(発言する声なし)
委	員	長	ないようですので、次に進みます。
委	員	長	6 款法人事業税交付金について、20 ページから 21 ページまでです。
			質疑ありませんか。(「ありません」の声あり)
委	員	長	ないようですので、次に進みます。
委	員	長	7 款地方消費税交付金について、20 ページから 21 ページまでです。(発言する声なし)
委	員	長	ないようですので、次に進みます。
委	員	長	8 款環境性能割交付金について、20 ページから 21 ページまでです。(発言する声なし)
委	員	長	ないようですので、次に進みます。
委	員	長	9 款地方特例交付金について、20 ページから 23 ページまでです。(発言する声なし)
委	員	長	ないようですので、10 款地方交付税について、22 ページから 23 ページまでです。(発言する声なし)
委	員	長	ないようですので、11 款交通安全対策特別交付金について、22 ページから 23 ページまでです。(「ありません」の声あり)
委	員	長	ないようですので、12 款分担金及び負担金について、22 ページから 25 ページまでです。

委員長 上戸委員	7番上戸委員 25ページになりますけれども、農林水産業費負担金、相和の関係の負担金、これについては何回か説明受けて、収入済額だとか、そういうのはある程度理解していますけれども、この中で予算額が4,055万円ですよね、収入済額が1,702万9,000円ということで、調定額は入金する見込みのもので1億4,800万円ですけれども、この4,055万円に対する1,700万円の入金というのは、これどういうふうに理解すればいいのか、御説明をお願いします。
委員長 農林課長	農林課長 農業費負担金の4,055万円の考え方ではありますが、これにつきましては、当初予算には相和のほかにも鶉ダム管理道営事業負担金、あとは団体営事業、もろもろのものを予算計上しております。その中で補正対応させていただいた部分もありますし、また、繰越しにより財源充当を図っているものもございます。その積上げが4,055万円ということになろうかと思っております。ですので、相和のみならず、その土地改良事業を全て網羅した中で予算を積み上げますと、4,055万円を予算として見ているという形であります、この負担金の中ではですね。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 この4,055万円は相和だけではないというふうな説明でありますよね。 そしたら、収入済額のところ、1,702万9,000円のところに、その部分の収入済額が記載されてもいいと思うんですよ。それが全く記載されなくて、収入済額が1,702万9,000円のこれ相和の関係の収入だけが載っているというので、私はちょっと理解できないでいたんですよね。

委 副	員 町	長 長	副町長 今のところに下のほうに表が入っていますよね。それを中で説明しているわけでありまして。国営の相和では、調定額が１億３，３００万円、収入が３１２万１，０００円というふうになっていて、それぞれそれ以外はほとんど調定と収入が同じだということになっていますので、そういうふうの説明でこの表をつけていますので、よろしくお願いします。
委 上	員 戸	長 委員	７番上戸委員 今のやつを見れば、相和以外のやつも入っているというようなことなんですけれども、そしたら、そもそもこの４，０５５万円という根拠ですね、どういうふうな根拠でこの４，０５５万円を設定したのか。あとの相和以外のやつは、ほとんど同額に近いだけのお金が入っていますよね。そしたら、大体分かりやすいんですよ、予算組むにしても。残りの相和で３１２万１，０００円入っているわけだから、残りの何千万円というのは、どこから持ってきた４，０５５万円だというふうな説明になりますか。
委 副	員 町	長 長	副町長 予算と調定の差だというふうに思いますけれども。予算は町の予算ということで、これも町全体の予算の中の一部ということで、収入を多く見て入ってこないということになると歳出のほうに影響が出るよということで、本来であれば１億３，３００万円を予算化するべきですけれども、実際の相和の負担金の徴収の関係でこれだけ入ってこられないというのを見て、町としては予算のときにこれぐらいは入るだろうと確実な線を、これしか取らないというわけじゃないんですよけれども、それを見て、こう予算化しているということで、歳入不足にならないようにということで予算を組んでいるということです。

委 員 長 上 戸 委 員	7 番上戸委員 副町長ね、今の説明であれば、予算が少なくて収入が多いというふうな説明であれば分かるんです。予算が4, 0 5 5 万円の予算で当初予算組んだわけですよ。そして、これを収入で入るといことで全体で予算を組んで、歳出もそれなりに予算組んでというのが一般的なんですね。私の聞いているのは、この4, 0 5 5 万円が4 0 0 万円で実際1, 7 0 0 万円入ったんだよなら分かるんです。ですけれども、今副町長言われるのは、逆のことを言っているような気がするんです。予算を過剰に見て、収入が少ないというようなことですよ。
委 員 長 農 林 課 長	農林課長 すみません、4, 0 5 5 万円につきましては、相和のみならず、先ほど繰り返しますが、1 億3, 1 6 0 万円ほどとなっておりますが、この内訳としましては、令和3年度から令和4年度に繰り越して執行しているものがあると。令和4年度繰越分も含めた額なので、この数字になっております。繰越明許につきましては、今年の6月定例会において約2, 0 0 0 万円ほど繰り越すことを承認いただいておりますし、そういうものも含めると、それと相和が合わさったものが収入未済額というふうになるかと思っております。
委 員 長 上 戸 委 員	7 番上戸委員 繰越明許費が2, 0 0 0 何百万あるから4, 0 5 5 万円になったという説明なんですよ、最終的にね。であれば、最初からそう言ってもらえれば、ここに書いてないものがあるんだよということを理解できるわけですが。今度から分かるように説明をお願いしたいと。聞くのも分からないで聞いていて申し訳ないですが、よろしくお願いします。
委 員 長	8 番浜塚委員

浜 塚 委 員	相和の関係でございます。収入金額が312万1,936円というふうになっていますが、3年度の分では、これ2件徴収ゼロということになると思うんですね。それで、1件につきましては、諮問出た1件だと思いますが、もう1件の人につきまして、これゼロというのは、私、どうしても理解できないんですよ。この人の滞納処理状況の完納見込という欄と、一番右側の欄ですが、納付契約による納入と書いてあるんですよ。納付契約による納入であれば、仮に1円でも10円でも100円でも1,000円でもという納入契約になっていると思うんです。それがゼロということに関して、どういうことなのか。
委 員 長 農 林 課 長	農林課長 浜塚議員見られているのは、所管事務調査、議員協議会でお示ししたものでありますでしょうか。 今、全く入っていない方、ゼロの方いらっしゃるとおっしゃっていましたが、先ほどもちょっと諮問の関係でありました方以外については、もう1名の方いらっしゃるかと思います。その方については、納付誓約に基づく徴収もあるんですけども、今現在納付がちょっと滞っている状況もあります。なので、今ちょっとその辺は年金差押えのほうに動いている状況でありまして、納付折衝併せて今差押えのほうも今平行しているところでありまして、令和3年度においてはちょっと残念な結果ではあるんですけども、令和4年度において少しでも歳入回収を進めてまいるというふうに努めているところです。
委 員 長 浜 塚 委 員	8番浜塚委員 そしたらこの人、平成30年離農しているということですよ、そうですね。そしたら、元年、2年ということですか。元年、2年の徴収状況というのは、どういうふうになっています

委員 長	か。
農林課 長	農林課長 元年、2年の納付状況であります。令和2年度について、ちょっと元年度、今金額をちょっと持ち合わせてないんですが、令和2年度において、もう1件の方のことのお尋ねと理解してよろしいでしょうか。令和2年度においては、8名の方いらっしゃいました。
委員 長	浜塚委員、まず、農林課長の回答を待ってから、再度質問してください。
農林課 長	令和3年度において未納の方、ゼロの方、もう一方の方の令和2年度、元年度の納付状況ということよろしいでしょうか。 令和2年度におきましては、納付額、令和2年度88万4,900円、これを納付されていらっしゃると思います。令和元年度においては1619万1926円、これを納付されているかと思っています。 以上です。
委員 長	8番浜塚委員
浜塚委員	分かりました。もう4年ですね。予定している、何と言いましたか。ああ、年金の差押えね。これから4年、5年、これからずっとそういうふうな形で徴収を進めていくということと考えているということなので理解してもよろしいでしょうか。
委員 長	農林課長
農林課 長	年金、農業者年金を主に差押えに向けて検討しているところではありますが、年金機構とも協議の上、進めていかなければならない部分もあります。なので、今回一回そういうちょっと強行な手段を取って、その後、納付誓約が交わせるものなのか、また、換価できる財産がもうほぼない

委員長 浜塚委員	方でもいらっしゃるしますので、その方についても引き続き差押えを継続するだとか、それが有効なのかどうかも含めまして今検討しているところであります。 いずれにしても、その方々についても強行的、議会からの求めもございますので、強制的な部分も含め、町としてもなるべく回収に努めてまいりたいというふうに考えております。 以上です。 8 番浜塚委員
委員長 農林課長	ゼロというのがまたないような形でぜひとも進めてもらいたいと思います。もらえる額は多少少なくても、少なくてもはちょっと語弊ありますけれども、とにかく毎年必ず幾らかでも徴収の努力をされたいという私の意見でございます。よろしくお願いします。
委員長 佐々木委員	農林課長 承知いたしました。徴収に向けて努めてまいりたいと思いますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。
委員長 農林課長	10 番佐々木委員 同じく相和ですけれども、令和3年の納入状況で実績に基づいて、12月の協議会の資料を見ると、8戸の方が対象だったんですけれども、現在はどのような状況になっておりますか。
委員長 農林課長	農林課長 昨年度8名の方いらっしゃいました。今年度は7名と。1名の方は納付、全て終わりました完納されております。残り7名と。その7名の方のうち、今、諮問の関係もございますが、それと先ほど浜塚委員からも御指摘あった方除いた5名の方、これについては、今協議会の中においても国の協力金だとかの関係もあって、ちょっとその期間終了を待っていますという方もいっし

	やいました。今年度9月において、先週ですか、町との契約、協力金の制限期間が過ぎましたので、それについても公売に向けて今検討を進めようとしているところであります。また、営農を継続した中で納付誓約に基づいて納付されている方もいらっしゃいます。この方々については、納付誓約に基づいた納付をしていただいておりますので、その部分については継続してまいりたいというふうに考えております。 あと、全ての方に共通するんですが、高齢の方もいらっしゃいます。そういった方々については、今売買に向けて話を進めている部分もありますので、令和4年度において何がしかの進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。
委員長 佐々木委員	10番佐々木委員 監査委員の意見書に基づいたそれぞれのケースに応じた取組を進めるということで理解しました。 その中で前段、審査請求の案件ということで審議した経緯もありますけれども、そういった中、時効完成ということで町側は捉えていないということをおっしゃっております。そしたら、そういった部分の時効の完成という部分は、どういうふうな経緯でそういうふうに完成に、町側の考えとして完成に至るのかという部分をお話ししていただければというふうに思います。
委員長 農林課長	農林課長 時効に関わる部分、朝の協議会でもお話しさせていただいた部分ではありますが、これにつきましては、平成11年度、先代の方が亡くなられたときに相続が発生すると。相続については可分債権でもあるということで、そのときに奥さん、また息子さん方いらっしゃったので、そのときに法定相続持ち分に基づいて相続が継承されるものであったというところが、今回、今年弁護士

さんに相談いただいた上の中での最終結論です。

それ以前はどうかといいますと、平成11年度、その法定代表人ですか、相続代表人、その方に町は請求をしていたと。その中でやり取りする中で、平成二十四、五年ぐらいまではその方1名の方にずっと請求をしていたと。それは、ちょっと当時開発局さんとか私も担当していたんですが、開発局さんとの話の中でも徴収に行った経緯、その方にしか行っていなかったです。町としましても、その人が相続をしたとみなして、それに向かって開発局の助言もいただきながら進めていた部分もございます。

ただ、償還が終わりまして、その後、具体的に数万円の納付ではいつまでたっても完納しないだろうという御指摘もございました。その中で法的な手続、差押え等も進めるべきではないかと、いろんな意見をいただいた中で、差押えなりの手続徴収に変えて、そういう部分を進めてきた経緯にあらうかと思います。

その中で直近になって差押えを行ったところ、相手方のほうから弁護士を通じて法定持ち分に基づくものではないかという不服審査が寄せられたと。町としましては、それまではその方1人が債務者だという考えで進めておりまして、何度か弁護士さんの事務所にも行きましたが、その町の主張を支持されるというか後押ししていただけるようなお話でもあったので、それで進めてきたところではありますが、今回の不服審査の相手方の弁護士、また、審理員の八雲町の弁護士さんの意見書、これを踏まえて最終的にどのような判断になるかといったところで、今年の5月24日にまた私ども弁護士のほうに行って、最終の確認をしたところでは、やはり10分の1の持ち分であらうと、それが法的な判断だというようなお話もいただきましたので、6月の協議会等においてお示しをしたところでもあります。

委員長 佐々木委員	以上です。 10番佐々木委員 よく分からないんですけれども、私の言いたいことは、今回の審査請求された案件については、6月の協議会でも私どもに示したように、時効となり得る可能性が大の案件であるということですよね。それで、町側としてはまだ時効完成とは捉えていないということで、要するに問題の先延ばしというような部分が見えるわけです。というのは、審査請求に関連して町長、副町長から答弁いただきました。責任を感じているということをおっしゃっております。そういったお考えがあるのであれば、先延ばしするというでなくして、きちっと現状の体制の中で責任を明確にして、町民とか関係者に示すべき考えはないものなんですか。そうあるべきだと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。
委員長 副町長	副町長 朝の協議会でもお話ししたと思います。今の不服申立てを相手側に伝えますよと、却下しますと、それからまた物が動くと思うんですよね、事が。それを受けて実際やり取りして、時効だと、完全にそういうふうになったとはっきりしたら、当然そのときにいろいろな対応策をとということになると思います。
委員長 佐々木委員	ですから、まだどうなるか分からない、今相手とやり取りしている中で、町はこうですよということにはまだならないんじゃないかというふうに思います。 10番佐々木委員 農林課長のお話にあったように、それぞれのケースに応じた対策を早期に進めるということ強く申し添えるところであります。そしてまた、今回の審査請求の案件にあったような例という

委員 長	か、そういった第二の審査請求というようなことにならないように、早期徴収に努めていただきたいということを申し添えるものです。
委員 長	佐々木委員、回答は要りますか。
農 林 課 長	農林課長
	佐々木委員からも御指摘受けましたように、ケースに合わせて徴収に努めていただきたいというお話ですので、農林課としましても進めてまいろうと思っております。また、ケース・バイ・ケースでなかなか進捗が思わしくない場合も、人ごとのケースであるかとは思いますが、最大限の回収に向けて取り組んでまいりたいと思っております。
	以上です。
委員 長	ほかに質疑はありませんか。（発言する声なし）
委員 長	ないので、次に進みます。
委員 長	13款使用料及び手数料について、24ページから29ページまでです。（発言する声なし）
委員 長	ないので、14款国庫支出金について、30ページから37ページまでです。
委員 長	4番松村委員
松 村 委 員	33ページですけれども、衛生費国庫補助金で合併処理浄化槽設置事業費となっていますけれども、この合併処理浄化槽なんですけれども、例えばお年寄りの方が暮らしていて亡くなって、その家まだ残っている。長男という方が函館のほうにいますよ。その人が浄化槽つけたいというんですけども、住所がここでない、厚沢部でない、函館にいますよ。そういう方というのは、土地と建物は長男坊のほうに登記していたけれども、住んでいないと。そういう方が浄化槽をつけたいとなったら、補助出ないんでしょうか、どうなんでしょうか。

委員長 建設水道課長	建設水道課長 基本的には住民サービスの一つなので、住民でない方に補助金を交付するということにはたしかならないと思います。こんなこと言えばあれですけれども、一時でも住所を移してもらって町民になって、家に合併浄化槽つけたいんだと。つけて、つけるということは、そこに誰か彼か住むということだと思うんです。そういう形でやって、いろんな方法を取っていただければ、現状とすればその人はそこに住まないのかもしれないんですけれども、名義上その人が責任持って住所を移して補助申請していただくとか、そういう形を取っていただくのがよろしいかと思うんです。
委員長 松村委員	4番松村委員 それは分かりますけれども、例えば一軒家、まだしっかりしている一軒家なので借りたいと、そういう方がいまして、浄化槽ない普通のそれこそくみ取り式だから、まあまあ借りる人がやっぱり嫌がるんだよね、どうですかといってもやっぱり。そこで、借りた人が浄化槽を申請してもらえれば補助が出るということですか、そこに住んだら。厚沢部町のその家に住みましたと、浄化槽にしたいと。そしたら補助が出る、住民になっているもの。
委員長 建設水道課長	建設水道課長 借りる人が、その財産が、その補助金出たのでその所有物になってしまうので、借りる人はそこまで自分で手足出してやるというので、その辺はちょっと条例、条項といいますか、それで判断したいと思っています。
委員長 松村委員	4番松村委員 しつこくて申し訳ないんですけれども、借りたいという人、まず住むと、そこに、住んだと。

委員長 建設水道課長	浄化槽をお願いしますと、そういうのだったらいいということね。本人、その人の建物でないんだけど、借りた人が浄化槽にしたいと、そういう場合はどうなの。やっぱり建物も土地も本人のものでないけれども、そういう場合は貸し手も借りた人も全然浄化槽やれないということでしょう。 建設水道課長 ちょっと調べて。基本は駄目だと。土地は関係ないです。建物の所有者がまず申請出すということになりますので。
委員長 松村委員	4番松村委員 ということは、借りた人はそういう申し込んでも原則は駄目だということだね、所有者でないから、そういう解釈していいんですか。
委員長 建設水道課長	建設水道課長 1か月でやっぱり出ていくはとかとなってしまうと、百何十万円の補助金出して1か月でいなくなられて、後知らないということにもちょっとならないので、基本的にはずっとその補助金を受けた人がきちっと自分が住まなくてもやっていただけるような形の性格上のものだと思います。
委員長 建設水道課長	建設水道課長 例規集のこの緑の本の中に、家屋の所有者、補助金の補助対象者は家屋の所有者及び前条の工事を行うものということなので、所有者が、前条というのは、くみ取りを水洗にするというようなことになっていますので、その所有者が基本的、所有者以外の者は補助対象にはならないというような補助規則になっております。

委 員 長 中 山 委 員	1 番中山委員 課長、今の件ですけれども、すごくややこしいなという状況なんですけれども、その場合は、やっぱり本人の意思というか、それでどうなんですか、入る人の。
委 員 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 大家さんが基本的にその合併処理浄化槽の補助申請をして設置すると。だから、借りる人はあくまでも借りる人なので。例えばうちの持家奨励金ですね、50万円のやつ、あれもそういう方もいらっしゃるんですけれども、貸家で造った場合は50万円の対象にならない、補助対象にならないのと同じで、この合併処理浄化槽も所有者じゃない人が申請されても補助対象にはならないということです。
委 員 長 中 山 委 員	1 番中山委員 そうすると、大家さんが例えばそれを申請して造って、貸すという場合だったら、これはオーケーと。
委 員 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 それは構わないと思いますけれどね。あくまでも大家さんが補助申請して、それで住宅に浄化槽つけて、それを誰かに貸すというのは。そういうケースはあるというか、貸家になっているところもありますので、合併処理浄化槽つけて。ただ、そうなると、8,000円の清掃の補助金、そういうのは使用者が補助申請されても出ないという。
委 員 長 中 山 委 員	1 番中山委員 もうこの制度というか補助金はかなりの年月たって、もうそろそろ限界の浄化槽というの、便槽というんですか、トイレがもう使えなくなっているという現状なんですけれども、再度造

委員長 建設水道課長	りたい、変えたということで申請した場合は却下ですね。 建設水道課長 基本的には同じ人に2回補助金を出さないの。ブローアを多分取り換えれば、合併浄化槽本体自体は40年やそのぐらいはもつと思うので、ブローアはバアっと回るやつで、あれはやられちゃうので、あれを取り換えるぐらいだと思うんですよね。だから、合併処理浄化槽全体の補助金を再度くれ、壊れたから再度くれという人は、今のところ、もう20何年たっていますけれども、ないですね。
委員長	そのほか質疑ありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようですので次に進みます。
委員長	15款道支出金について、36ページから47ページまでです。質疑ありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようですので次に進みます。
委員長	16款財産収入について、46ページから49ページまでです。
委員長	7番上戸委員
上戸委員	繰入金の関係で伺いたいんですけども、48ページですね。行政報告書に……
委員長	上戸委員、この後繰入金出てきますので。今は財産収入です。16款の財産収入であります。
委員長	7番上戸委員
上戸委員	手を挙げたから、やっぱり質問しないと。
	49ページなんですけれども、不動産売却収入。予算に対する収入が、これも先ほど来言っていますけれども極端に低いということで、何か取りやめでもしたのかなというふうに推察してい

委員長 経理管財係長	ますけれども、状況を御説明してください。 経理管財係長 緑町の分譲地を1区画売ることによって予算見ておりますので、その分が結局前年度は売却なかったので、その分。（「ちょっと聞き取りにくい」の声あり） 緑町の分譲地が毎年1区画売れる想定で予算計上しておりまして、去年は売却なかったので、その分が収入に乗ってこないということです。1区画売れることによって予算見ているんですけれども、結局売れなかったということです。500万円で予算見ておりますけれども。
委員長 委員長	そのほか、16款財産収入について御質問ありませんか。（発言する声なし） ないようですので次に進みます。
委員長 委員長	17款寄附金について、48ページから49ページまでです。（発言する声なし） ないようですので次に進みます。
委員長 委員長	18款繰入金について、48ページから51ページまでです。 7番上戸委員
上戸委員	繰入金のことで伺いたいんですけれども、行政報告書の18、19ページに基金の運用と管理状況が掲載されています。5月末時点の比較では、去年と今年では今年が3億3,300万円ほど増えているというふうにこの表ではなっておりますけれども、この基金ですけれども、いっぱい基金別の項目があるんですけれども、目標額というのはあるんでしょうか。
委員長 副町長	副町長 基本的にはないということになると思います。貯金がないよりはあったほうがいいんだろうなというふうに思いますけれども、一応目的を持っている基金については、それなりに積んで一応

委員長 上戸委員	目標額みたいなものはあると思いますけれども、全体的には幾らまで積むということはないです。 7番上戸委員
委員長 町長	目標がないということで、まだまだ貯金恐らく積みたいんだろうなというふうな気がしています。これからどんどんどん増えていけば、60億円が70億円になるというふうなことで。これあれですか、そうしたら財政調整基金だとか公共施設整備基金だとかは、もし繰入れするとしたら、要するにさじ加減で入れるということですか。目標額も何もないから、今回は公共のほうにやるべとか、今回は財政調整基金にするべとか、そういうふうな形なんですかね。 町長 今基金の目標額というものの話しになりました。皆さん方御承知のとおり、この財政調整基金については今非常に国が目光らせて、財政調整基金を多く持ったところには交付税を減らすよ、こういう今脅しが出ております。全般、基金の中で、やはり行政としては調整しながら、そっちにあまり目をつけられないようにいろんなやり方をしているわけです。 そういう中で、当初19年の私が町長選に出たとき、目標額というものを定めて出ました。当時は基金の金が4億円ちょっと、赤字会計でありました。起債のほうが多くて基金が少ない、18年までは。したがって、そういう赤字会計を行政が持つては、いずれ職員の給料もままならないということで、19年の私になったときから100億円をためるという、将来の厚沢部町の子どもたちに残す金100億円を目標にためていきます、こういうふうな当時の財政課長から始まって、全部当時の財政課長につなぎながら、この基金を、言うなれば全体予算の中でその年の処理の中で余ったから流用して使うとか、そういうことは駄目よと、款項目の中で必ず余ったもの

委員長	はそのまま繰り越せ、繰り越して、じゃその繰越しの中で幾ら基金のほうへ積めるかと、こういうふうな生活設計を組んでずっと今まで来たわけです。おかげで今こういう額になりましたけれども、まだ100億円まではちょっと足りないなと思いながら。 ただ、いずれにしても今北海道の中でもこれだけの基金を持っているというのは優等生と今言われているわけですから、これを将来の子どもに残していきますよと、最大限に今の町フルに財政の中で運用しながら、そして大きな財源を将来の子どもに残す、こういう基本的な考え方の中で今基金を運用しながら積んでいると、こういうこと。目標はあくまでも100億円という考え方で今まで来たところであります。
上戸委員	7番上戸委員 100億円もためられれば、利息だけでも結構な額になるわけだから頑張って積んでいただきたいと思いますけれども、ただ何となくですけれども、毎年の予算組むときに、今年は3億円積むんだとか、4億円積むんだということをまず置いて予算組みしているような気がしています。違うかも分からないけれども。ということは何を言いたいかというと、あちこちの必要な予算を削っているんでないかというような気がしているんだけれども、その辺はどうなのでしょう。
委員長	町長 基金積むために予算を減らしながらやっているということはありません。ただ、我が町の財政計画の特異的なものは、交付税の最大限を使わないという、交付税のうち1割、2割は必ず留保して、今まで補正のたびに少しずつ使ってきていると、こういう財政運営というのは他の町にはあまりないケースである。したがって、ためる金というものは、そこからおのずから決算の段階

委 員 長	で出てくるというふうな考え方で今までやってきておる。
委 員 長	そのほか質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので次に進みます。
委 員 長	19款繰越金について、50ページから51ページまでです。
委 員 長	7番上戸委員
上 戸 委 員	繰越金が今年度は1億44万円、これ前年繰越金ですね。それで、監査委員が作っていただきました令和3年度厚沢部町各会計歳入歳出決算意見書の中の不納欠損額、収入見込額、不用額一覧表ってあるんです。ここで歳出のほうで聞くかなと思ったんだけども、関係あるんで繰越金の関係で聞くんですけれども、この歳入の不用額で1億円ぐらいあるんですね、毎年。要するに、それが繰越金になっていくのかなというふうに感じていますがけれども、役場の会計では、最初から要するに予算1万円だったら1万円を超えた支出は絶対駄目よというふうな形の運用をしているものなんですかね、その辺どうなんですか。
委 員 長	副町長
副 町 長	基本的には、もう予算を超えての支出というのはあり得ません。ただ緊急にどうしても必要だということだったら、地方自治法で認められている流用、よその科目から流用して使うということはあるけれども、基本的には与えられた、当初議会で議決いただいた予算を超えて使うということとはできません。
委 員 長	7番上戸委員
上 戸 委 員	私、普通の職場しか分からないものですから、予算つくっても必ず凸凹というのがあるんです。ですけれども、役場の会計を見ると、おしなべて不用額が出ていると。どの部門でも不用額

委員長 副町長	が出てないところがないと。これも監査意見にありましたように、予算づけが甘いんでないかというふうな監査指摘もありましたけれども、この辺に対してどういうふうに思いますか。
副町長	先ほども言いましたように、もう予算は、予算を組んで予算以上のものは支出できないし、契約もできないし、執行ができないということなので、例えば1万円予算を組んで9,500円のものを買いますというのはできますけれども、1万円で1万5,000円のものを買うということとはできないということになって、必ず予算より執行額は少なくなると、あるいはぴったりと、うまく何千円単位の負担金とかだったらそういうこともありますのでそういう部分ありますけれども、マイナスになるということはありません。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 これは収入のほうですから、決算のほうですごくいびつだなというふうな科目もあるので、こちらのほうでまた質問させていただきます。
委員長	そのほか繰越金について質疑はありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようですので次に進みます。
委員長	20款諸収入について、50ページから57ページまでです。
委員長 松村委員	4番松村委員 55ページ、見守りロボット利用者負担金とありますけれども、見守りロボットというのは何
松村委員	件利用しているんでしょうか。
委員長	保健福祉課長補佐
保健福祉課長補佐	現在は4件利用あります。

委員長 松村委員	以上です。 4 番松村委員 この見守りロボットというのは、20 個ぐらいあるんじゃないかな。ということは、あとの 16 個は何も使っていないと、そういう状況なんでしょうか。これは 20 個分というのは、電波使うんでしょう、公共電波。それ 20 個分を払わなければいけないんでしょう。ということは、大変利用率が悪く、なぜ 20 個も買ったのか、ちょっと考えられないんだけど。お年寄りがまず使えないんじゃないかと。あれは見守りロボットだから、お年寄り、ひとり暮らしの置いておいて、あと家族とか誰かが見るような形だよ、たしかね。ということは、年寄りが使えないものを何でそんなに買ったのかと、そういうふうになるんですよ。だから、もう少しお年寄りに使えるように説明したり、あとは家族にもちゃんと説明して、こういういいものですよと。大変いいものですよ、本当は。ただ、利用者が少ないということは何か原因があると思うんですよ。その辺をどういうふうに今後考えているのか、ちょっとお聞きします。
委員長 保健福祉課長補佐	保健福祉課長補佐 松村議員の言うとおりで、とってもいいものなんですけれども。 ちょうど、何でもコロナのせいにしてしまってあれなんですけれども、町民の皆さんに周知をしようと思ったときに、ちょうどコロナがはやってしまったというところもありまして、なかなか訪問をしてとか、あと、老人クラブの集会のところにロボットを持って行って説明しようとか係としては考えていたんですけれども、コロナ禍でちょっと動けなかったというところもあります。 あと、高齢者の方たちに使いづらいと言われている方もいますし、上手に使われている方もい

	ますので、一概に高齢者だから使えないということではないと思うんですよね。私たちの係のほうでも、ロボットに何か不具合が出た場合には駆けつけて、どこがおかしいかという調整とかも今現在もしてはいます。
	なので、今年に入ってからはお試しをしてもらったりとかして、モニタリングのような状況をちょっとやっています。それで、何で使いづらいのかをモニタリングで聞いたことを私たちのほうで評価して、また使いやすくするためにどうするかというのを今、今年度中、これ考えて、あと使われてないロボットをより使いやすいように住民の皆さんに提供できたらいいなと現在考えております。
委員長	以上です。
松村委員	4番松村委員
	利用料も高いんじゃないでしょうか、その辺どうなんでしょうか。今利用料幾らだったかな。4万、結構しますね、3万円か4万円するの。だから、その辺も、まあまあいいです、その辺ももう少し安くというのは変だけれども、利用しやすい額にして、どんどんどんどん使ってもらようにしてほしいと思います。よろしくお願いします。
委員長	保健福祉課長補佐
保健福祉課長補佐	その料金についても今回のモニタリングに協力してくれた方たちにお聞きしていますので、そこら辺も検討事項にはしております。
	以上です。
委員長	そのほか諸収入について何か質疑ありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようですので次に進みます。

委	員	長	21 款町債について、58 ページから 61 ページまでです。（発言する声なし）
委	員	長	ないようですので、歳入全般について御質問ありませんか。（発言する声なし）
委	員	長	ないようですので、歳入の質疑を終了します。
委	員	長	審議の途中ですが、14 時半まで休憩します。（14：16）
委	員	長	休憩前に引き続き審議を続行します。（14：30）
委	員	長	次に、歳出の審議に入ります。
委	員	長	1 款議会費について、62 ページから 63 ページまでです。（発言する声なし）
委	員	長	ないようですので次に進みます。
委	員	長	2 款総務費について、62 ページから 99 ページまでです。
委	員	長	7 番上戸委員
上	戸	委 員	65 ページなんですけれども、前々からちょっと気になっていたんですけれども、報酬と給料とあるんですけれども、そこに会計年度任用職員の報酬と、その下が会計年度任用職員の給料とあるんですけれども、この報酬と給料の差って一体何だったんでしょうか。
委	員	長	総務係長
総	務	係 長	今御質問のありました会計年度任用職員の報酬と給料の差になりますけれども、こちら会計年度任用職員には常勤職員と同じ時間勤務しているフルタイム会計年度任用職員と、あとパートタイムの種類があります。フルタイムの会計年度任用職員は、常勤職員と同じ時間勤務しているので扱的には常勤的非常勤職員ということで給料での支出になります。パートタイム会計年度任用職員というのは、実績に応じた支払いになりますので反対給付と言われる報酬という支払いになるという制度上の問題であります。

委員長	中山委員	以上です。 そのほか質疑ありませんか。 1 番中山委員 これをあまり質問するなと過去に怒られたことがあるんですけども、6 7 ページの町長交際費です。半額ちょっと使っていないというのは、大体項目、主な使用目的というのは、町長何に使っているんですか。
委員長	総務係長	総務係長 町長交際費の主な使用目的なんですけれども多々ありまして、町長の行政推進活動に伴う経費にかかるものに支払っているところです。例えば会議のときの会費だとか、御祝儀だとか、そういったものも支払っているところなんですけれども、令和 3 年度については、やはり先ほどもよく出てたんですけどもコロナの関係で出張等、会議等も減っている部分もありまして、そこで支出のほうが例年よりも少なくなっている状況でございます。 以上です。
委員長	総務係長	総務係長 あと、そのほかに、慶弔規定で町のほうから香典等、あと供花ですね、支出することになっていきますので、そちらのほうもこの町長交際費から支出することになっております。 以上です。
委員長	中山委員	1 番中山委員 交際費というのは、うちの議長、交際費持っていますけれども、項目的にある程度これに対しては町長の交際費を使うとか、それは町長個人が決めるのか、それとも、係で決めて、それを交

委 員 長 総 務 係 長	際費として出していくのか、その辺はどうなんですか。もう項目は決まっているんですか。 総務係長 明確に基準というものはないんですけれども、先ほど申し上げた葬儀等の慶弔規程に関するものとか、そういったものはもうこちらの町長交際費のほうから支出することになっております。基準にない判断に迷う例外のものについては、その都度、町長に御相談して判断をいただいているところです。 以上です。
委 員 長 中 山 委 員	1 番中山委員 我々町議も同じですけれども、町長も同じだと思うんですけれども、選挙に違反すれば、出す金額とか、それから項目によっては選挙違反になるというようなことも大変加味した中で判断しなければならないと思うんですけれども、その辺は係が決めて出すのか、町長が決めて出すのか、その辺はどうなんですか。
委 員 長 総 務 係 長	総務係長 例年慣例的に支出しているものとか、先ほど申し上げた慶弔規程に規定するものとか、そういった決まったものは係のほうで基本的には判断させていただいているんですけれども、やはり先ほど申し上げた例外だとか特別の事情があるものとか、そういったものは都度、町長に判断していただくという形になります。
委 員 長 副 町 長	副町長 交際費は係のほうで判断することですけれども、必ず町長まで全て決裁をもらって、それから支出することにしております。

委員長 中山委員	1 番中山委員 交際費については、前に怒られた経緯がありますので、これ以上質問しませんけれども。 8 7 ページになるんですけれども、地域おこし協力隊についての質問をしたいと思います。 行政報告書を見ますと、1 4 0 ページなんですけれども、この中で大変残念な結果に終わったのが、3 年 4 月 1 日から女性の方が当町に来てくれました。我々もいろいろと接した中で非常に期待したんですけれども、途中でリタイアして他の市町村のほうに行ったという経緯があるんですけれども、このときのせっかく来てくれた協力隊員が行かなければならないような状況になったというのは大変残念なんですけれども、その辺の経緯、課のほうではどう考えているのか。
委員長 農林課長	農林課長 昨年度協力隊として活動されていた方 1 名いらっしゃいます。残念ながら年度途中で町を離れるという結果となりました。その方につきましては、昨年度においては経営継承ということで中館のほうの農家さんのほうに入りながら研修をやっていただいたという経緯になります。その中でなかなか研修のときに、その前からいろいろ説明なり理解の上、こちらに来てはいただいていたんですけれども、やはり御本人さんいわく、春というか夏前ぐらいになると、やっぱり将来的に本当に財産を渡してくれるのかどうかだとか確約なり確かなものが欲しいと。ただ、受け入れられている農家さんとしましては、それよりもまずは技術習得なり何なりというところで、経営は継承してもいいよというようなお話はするんですけれども、それを確実に何か文面にしてくれだとか、そういった要望も研修途中から出てきた状況にあります。それと併せまして、なかなか農作業と一緒にやっていく中で意思の疎通が図られなかった部分、この点については農林課としてもなかなか間に入ってうまくサポートし切れなかった部分も反省材料としてはあるんですけれど

	も、継承に当たって双方のなかなか意識に食い違いが生じたという中で、なかなか研修を継続できないという判断を協力隊の方もされたということで、ちょっとそういうなかなか双方の思いの食い違い、また、課としましてちょっとサポートが不十分だった部分も反省としてはあるんですけれども、そういった財産を引き継ぐというところでちょっと食い違いがあって残念な結果となったというふうに理解しております。 以上です。
委員長 中山委員	1 番中山委員 この第三者継承というのは、当町がもう本当に先駆者的に推し進めた事業ですけれども、現況の中でこの第三者継承を望んでいる農家さんというのは、現在いるんですか。
委員長 農林課長	農林課長 この仕組みをやるに当たりまして何名かの方、農家さんいらっしゃいました。受入れしてもいいよと言っていた方がいらっしゃったんですけれども、もう一軒いらっしゃいました。その方も、どうですかというお話はしたんですけれども、この方とは別にどうですかというお話もしたんですけれども、今は受け入れたくないという、当時いいよと言ってたんですけれども、やはりそのときになってちょっと躊躇われたという方もいらっしゃいます。把握しているのは、大体2件ぐらいなんですけれども。 あと、今後どのようにというところも考えておりまして、ちょっとテーマとずれてしまうかとは思いますが、人・農地プラン、やはりこれが人と農地の問題にも直結する部分でもありますので、まずは人・農地プランの推進というのを真ん中に置いて、その中で担い手対策、新規就農対策どうしていくかというのを集落の皆さんと話し合う場を設けながら、今後詰めていき

委員 長	たいというふうに考えております。
上戸委員	7番上戸委員 69ページになりますけれども、使用料及び賃借料の中で人事評価システム使用料77万4,400円ありますけれども、これ人事評価したと思いますけれども、区分分らないんですけれども、例えばS、A、B、C、Dみたいな評価をしているとして、この割合がどうだ、こうだということは公表できるものでしょうか、できないでしょうか。
委員 長	総務係長
総務係長	人事評価の関係の御質問ですけれども、こちら職員に関わる成績については、公表することはできないと記憶しております。 以上です。
委員 長	7番上戸委員
上戸委員	個別に教えてもらいたいというわけではなくて、例えばSランクの人が10%いたよだとか、Aランクの人が15%だったわよとか、そういうふうな公表もできないということでしょうか。
委員 長	総務係長
総務係長	個別の成績ではなく、そういった割合であれば、公表することは可能です。
委員 長	7番上戸委員
上戸委員	後でもよろしいですから教えて。何に使うわけでもないんだけれども、どういう感じかなというふうなことをちょっと知りたいので、教えていただければありがたいと思います。
委員 長	上戸委員、回答は要らないですか。
上戸委員	要らないです。

委 員 長 高 田 委 員	9 番高田委員 6 9 ページ開いていたんで、ちょっとそのページの使い分けなんですけれども、職員住宅の借上料、これ分かるんですけれども、その上に住宅借上料というのは、どの住宅の借上料なんですか。
委 員 長 総 務 係 長	総務係長 こちらの住宅借上料なんですけれども、今年の3月まで赴任していた前副町長の住宅の借上料になります。 以上です。
委 員 長 山 田 委 員	5 番山田委員 8 5 ページになるんですが、工事費、これは直接今の工事費とは関係ないんですが、館振興センターとか鶉研修センターありますが、このW i — F i の設備というのは結構出している、お願いしているところなんですけれども、こういう設備というのはなかなかできないものなんですよ。センターとか、そういう施設のW i — F i の設備ですね。
委 員 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 W i — F i 、我々のほうの要望といいますか、町政要望で出されているのかも分からないんですけれども、現状としまして、当然W i — F i 使うとなると月結構な額のN T Tに払うのと、それからW i — F i も公共W i — F i なのでそんなに安くないと。利用としてどうなのかということで、あそこに来て、逆にW i — F i だけやりに来るとか、多分2 0 年後とかになればそういうこともあるかも、若い方であれば分からないんですけれども、今現状利用されている方がそこでW i — F i を使ってというのはそれほどないのかなということで、公共W i — F i 設置までは、

	担当としましては費用対効果で難しいなという考えで、設置のほうはとりあえず考えてはおりません。その前にA E Dだとか、本当に必要なものを予算化して設置していつている状況でございます。
委員長 山田委員	5 番山田委員 A E Dとかは結構もう設置していただいたんで、引き続き要望書としてW i — F i、結構災害とかいろんな集まる場でそういう意見も出ているものですから、そういうことで、もしできる限り早い段階でできるようにであればお願いしたいということで、お願いします。
委員長 上戸委員	7 番上戸委員 7 3 ページになります。財産管理費のところなんですけれども、先ほど収入のほうでも聞いたんですけれども収入に対する支出ですね。この部分で、例えばこの財産管理費の需用費で2 8 0 万1, 8 8 8 円予算です、決算も同額。1 円単位の予算と決算が同額ということ、まず普通の会計ではあり得ないんです。それで、恐らくどこかのものを流用しているのかなというように思っ て、それでまたちょっと戻るんですけれども、6 7 ページ見ていただきたいんですけれども、6 7 ページの1 0 番の需用費8 4 1 万2, 4 7 6 円、支出が8 1 9 万9, 1 7 4 円、同じ1 円単位で予算組んで、支出も1 円単位なんですけれども、今度不用額出しているんですね。だから、 どういうふうにして要するに経理基準を定めているのかということを知りたいなというふうに思 っていますけれども、お答え願います。
委員長 副町長	副町長 基本的には節のところは円単位ということであれば、これは全部流用しております。だから、 多く残っているのはおかしいだろうという今質問もありましたけれども、実際は多い予算から少

委員長 上戸委員	ない足りないほうに持っていきますから、その多いほうの残った予算も円単位で残るということになりますので、当初の予算から流用していく先に持っていくときの元のほうの円単位も出るということで、そこで執行額がその予算より少なければ不用額として残るということです。 7番上戸委員 例えば、また73ページに戻りますけれども財産管理費のところ、どこから恐らく需用費と役務費だとかそういうのも要するに不用額がゼロになっていますよね、円単位で。だから、どこから流用しているんだと思うんだけど、多分委託料かどこかなというふうに想定していますけれども、そうしたらこの需用額のところを、本当の予算が何ぼで、決算額がこの金額マイナス何ぼだよと、そして財産管理費のトータルでプラスになればいいんじゃないかなというふうに単純に思うんですよ。わざわざ流用して決算額と支出額を合わせなくても。だから、これがやっぱりおかしいというふうに思って、さっきのまた67ページに戻りますけれども、こっちは今度、円単位の予算と決算です、なおかつお金を余していると、どういうふうに説明つきますか。
委員長 副町長	副町長 これがこの様式、全部様式もそうですし制度もそうですけれども、地方自治法で決められていて、こういうふうになっております。 予算というのは、当初予算議決いただいておりますけれども、そこで、ここまでは流用できますよ、これは流用できませんよということで当初予算の一番最初に議決をいただいていると思います。要するに先ほども言いましたけれども、予算が足りなくて、どうしても今執行しなければならないということであれば、款を越えての流用はできないんですけれども、ここに款項ありま

委員長 上戸委員	すよね、それを越えての流用はできないんですよ。目の中では流用できるということで、基本的には一番近い節の中で、例えば需用費であれば需用費に近いその節から余裕があればそこから流用できると、余裕がなければ、次の目の中から流用できると、そういうふうになっております。 ですから、もともと例えば３，０００円の予算のところから、５００円足りないから持ってきますよねという２，５００円残りますよ。その予算で２，３００円しか使わなかったということであれば、２００円不用額と出るということになります。 ７番上戸委員 あまり結果が変わるとか変わらないだとかというふうな質問しているわけじゃなくて、もう少し見やすくなるような仕組みをつくってもらえれば、流用したのかなというふうに思わなくて、この部分オーバーだったんだなとかという、最終的に要するに目の中でプラスマイナスゼロであればいいわけだというふうに素直にやったほうが分かりやすいなというふうに思うんです。ですから、その辺は今後の検討課題として捉えてもらえればなというふうに思います。答えは要りません。
委員長 副町長	副町長 流用の細かくということで行政報告書のほうでそういうところができるかどうか、ちょっとあれですけども、この決算書の様式というのは法律で決まっていてこれを変えられないということとは確かなことなので、そこだけ回答させていただきます。
委員長 高田委員	９番高田委員 ページ８７ページの街路灯設置費で１１万円あるんですけども、これ今回どこに設置したもののなんでしょう。

委 員 長 住 民 税 務 課 長	住民税務課長 5 か所の設置というよりも修繕なんですけれども、赤沼町内会、館町町内会、南館町内会、富里と富栄の5 か所です。
委 員 長 高 田 委 員	高田委員、聞こえましたか。 要は設置じゃなくて、全部修理ね、了解です。
委 員 長 高 田 委 員	9 番高田委員 その下の報償費のところの地域プロジェクトマネージャー5 4 6 万 3 , 0 0 0 円、これの活動実績をお知らせください。
委 員 長 政 策 推 進 係 長	政策推進係長 御質問ありました地域プロジェクトマネージャーですけれども、現在、政策推進課におり、プロジェクトマネージャーという形で昨年から採用しています。中身につきましては、現在町が進めております地域再生可能エネルギーですね、そういった部分の環境分野におきまして、もともと東芝OBということで、そこからそういった技術的なノウハウを学びながら、今現在町が進めている再生可能エネルギーの導入につきまして、太陽光、また小水力発電、また地域新電力会社の立ち上げ等ですね、そういった中身に専門家として活動していただいているというところで
委 員 長 高 田 委 員	以上です。 9 番高田委員 大変そのところはよく分かっているんですが、3 年度の実績としてどういう内容があったのかというところまではいけないですか。

委 員 長 政 策 推 進 係 長	政策推進係長 令和３年度の実績についてですけれども、実際には札幌市等に、環境省へ行って、そういった業務の内容の打合せ等、また、町長、私含め、上士幌町また南富良野町の小水力、またバイオマスといったそういった現地の視察等も行っております。また、今、今年度今年の６月に北ガスとの地域の連携協定結びましたけれども、そういったところの知見を生かしてノウハウ等いただいて業務を進めているのが実績となっております。 以上です。
委 員 長 委 員 長 中 山 委 員	そのほか質疑ありませんか。 １番中山委員 ７９ページなんですけれども、職員の厚生費の中で報酬が産業医月額報酬といって７５万４，０００円が支出されています。これは、誰がどこから来るのか、ちょっと分からないんですけれども。
委 員 長 総 務 係 長	総務係長 産業医の関係なんですけれども、こちら労働安全衛生規則等で事業所に産業医という形でお医者さんを職場巡回だとか面談等で委嘱することになっております。当町としては、檜山振興局が委嘱している北斗市のしいき循環器内科クリニックの椎木先生のほうに月に一度、職場の巡回にお越しいただいて健康診断の結果を見ていただいたりだとか、あとはメンタルな部分でも面談に応じていただいたりだとか、そういったところで活動していただいております。 以上です。
委 員 長	１番中山委員

中山委員	説明がしっかり理解できなかったんですけども、月に一回だけですか。
委員長	総務係長
総務係長	先生が直接来られるのは、月に一度です。
委員長	1 番中山委員
中山委員	1 年に 1 2 回ということですか。
委員長	総務係長
総務係長	おっしゃるとおり、1 年に 1 2 回でございます。
委員長	1 番中山委員
中山委員	何名ぐらいが、これ先生に見てもらうんですか。職員何名ぐらいが、1 か月に 1 回来たときに職員が見てもらう、その条件としては、何の病気を指定して見てもらうんですか。
委員長	総務係長
総務係長	その 1 回に何人というのは、その職場ごとでちょっと違うので、例えば 5 月には本庁舎全体を診てもらったりとか、6 月には病院を診てもらったりとかするので、その差はあるんですけども。あと、面談については、こちらから強制的に面談ということとはできないので、本人が面談を希望する場合に対応していただくという形になるので、その都度変動いたします。基準としては、その事業所の従業員数に応じてこちらの金額が定まっていまして、要は従業員が 1 0 0 人までの事業所であれば幾らだとか、2 0 0 人から 3 0 0 人までの事業所であればこの金額というふうに決まっていて、そちらに基づいて決まっております。
委員長	1 番中山委員
中山委員	ちょっと気になるのが、産業医の月額ですよね。今説明したのは年間通してですよね。という

委 総	員 務	長 係	長	ことは、年間通してこの 7 5 万 4 , 8 0 0 円払うということですか。 総務係長 毎月支払ってしまして、この合計額が年間としてこの 7 5 万 4 , 8 0 0 円という形になっています。
委 中	員 山	長 委	員	1 番中山委員 ちょっと気になったのが、その下に委託料でストレスチェック委託料というのが 1 2 万 3 , 0 0 0 円、これはどういうチェックをするのか。
委 総	員 務	長 係	長	総務係長 こちらの委託料のほうのストレスチェックなんですけれども、こちら各職員に質問票のようなものを配付いたします。そちらのほうを回答していただいて、現在の心理状況等进行分析するものであります。そちらの回答いただいた調査票をその専門業者のほうにお送りして、分析いただいて、高ストレス者が何人いるかだとか、その職場ごとの分析だとかを出していただいているところですよ。 以上です。
委 中	員 山	長 委	員	1 番中山委員 それは、年間通して何名ぐらいの職員の方がチェックするの。
委 総	員 務	長 係	長	総務係長 年間約 1 5 0 人前後なんですけれども、令和 3 年度については 1 4 9 名です。 以上です。
委	員		長	1 番中山委員

中山委員	大変今の時代ストレスがたまるということで、これによって例えば職員に治療に当たらせるとか、いろいろと指導するとか、いろいろあると思うんですけども、そういうのは誰が、町長がやるわけじゃないだろうから、そのチェックした後の担当だね、どういうふうになるのか。ただやるのであればやる必要ないんで。そうなったときに、ストレスこの人たまっているねとなったときに、どう対処するんですか。
委員長	総務係長
総務係長	こちらの結果なんですけれども、先ほど申し上げた産業医の先生のほうに高ストレス者の方は面談をすることができます。面談を申し出た者は、その結果を先生に診てもらって、次に例えば精神科の病院を勧めてもらうだとか、そういった指導をしていただいております。そのほかには、町のほうで衛生管理委員会というものがあまして、そちらのほうにもこちらの先生が入っていただいております、このストレスチェックの結果についてどうするかということで、結果を報告して協議しているところです。 以上です。
委員長	1 番中山委員
中山委員	最近はストレスがたまるとあるというふうに聞いています。そういう中では、ぜひやっぱりこういった今説明したようなことをどんどん進めた中で職員のストレスを解消するというのをぜひやっていただきたいなというふうに思います。
委員長	そのほか総務費について質疑はありませんか。
委員長	1 0 番佐々木委員
佐々木委員	8 7、8 9 に関係するんですけれども、ふるさと納税ということで頑張っていますけれども、

委員長 商工観光係長	これについて中身的な部分はあれなんですけれども、全国的に見て過去最高の金額、そして北海道はナンバー１の税を集めているよということなんですけれども、寄附者と継続的なつながりを持つための取組を行っているかということ伺いたいというふうに思います。 商工観光係長 佐々木委員の継続的な取組を行っているかというような御指摘ですけれども、昨年度まではふるさと納税の窓口２社、ふるさとチョイスというところと楽天というところが一応ふるさと納税の窓口として設置しておりましたが、今年度からはふるナビさんという新しいサイトも開いて、一応３つの窓口で門戸を広げているところです。今後も状況を見ながら、ちょっとそのサイトごとによっていろんな客層がありますので、そういったところで窓口を広げるとか、あと、今年度からまた振興局のほうで檜山地域全体でふるさと納税もっと頑張っていこうよというような取組が始まりましたので、そういったところの取組をみんなで協力しながら今後とも増やしていくような努力をしていきたいと考えております。 以上です。
委員長 佐々木委員	１０番佐々木委員 そういう取組分かるんですけれども、ただ、そういった中で全国の取組をしている団体の４１％が寄附いただいた方と継続的なつながりを持って、そういった工夫をしているという部分ですね、そういったサイトなのか、いろんな手法あると思うんですけれども、そういった部分を研究されて、もっと集める手段というか、そういうようなことをお願いしたいということを申し上げます。事業者と何かこういうふうな、約半分近くがそういった取組をしているわけですから、その研究をされて進んだらどうかということを言っております。

委員長 商工観光係長	商工観光係長 佐々木委員の御意見をいただいていますけれども、一応レッドホースさんという会社と委託契約しまして、そのレッドホースさんのノウハウとかも生かしながら今後とも増やしていくような方向で進めたいと思います。 以上です。
委員長 松村委員	4番松村委員 同じふるさと納税なんだけれども、1万円から5万円、報告書見ますとありますけれども、5万円というのはどのような品物なんのでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。
委員長 商工観光係長	商工観光係長 主に大体、行政報告書の中身見ますと1万円から2万円というのが一番件数多いんですが、返礼品というのはやっぱり3割程度、3割までというの、寄附額に対して3割までというのが決まっております、その辺で価格設定しやすいのが1万円から2万円というところで出品数も多くなっております。5万円となりますと、結構3か月連続でお米を送られてくるとか、そういった形のものがその辺の金額になってくるというところです。 以上です。
委員長 山田委員	5番山田委員 91ページで大丈夫ですか。18番の負担金補助及び交付金なんですが、これで商工業の経営持続化支援金ありますよね、2,722万円ほど。これ、今後このような取組をする予定というのはないのでしょうか。
委員長	政策推進課長

政 策 推 進 課 長	令和３年度商工業経営持続化支援金、こちらのほう取り組みました。今年度につきましては、そうですね、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金、こちらのほうがまた配分になりましたらというのと、また、現状、商工業者の現状を把握した上で商工会とも相談しながら対策を講じていきたいと考えております。今のところは、まだ未定となっております。
委 員 長	５番山田委員
山 田 委 員	１０月にプレミアム商品券やるということで承知しておりますが、まだまだコロナの影響で飲食店やサービス業あるいは商工業ですね、結構厳しい状況が続きますので、また、檜山のほうもコロナまだ増えている状況、これからまだまだお客さん多分家から出ないという状況も続きますので、ぜひとも考えていただきたいと、このように思います。
委 員 長	ほかに質疑ありませんか。
委 員 長	９番高田委員
高 田 委 員	ページ８９ページです。地域力創造アドバイザー、新しく設置されたものですが、これの活動実績、これもお聞きしたいんですが、お願いします。
委 員 長	政策推進係長
政 策 推 進 係 長	御質問のありました地域力創造アドバイザー政策支援業務につきましてですけれども、事業創造株式会社という東京の会社なんですけれども、そちらの方を町のほうに町の活性化に基づいてワークショップ等に来ていただくということが趣旨であります。昨年につきましては、皆様御存じのとおり道の駅の構想等ありましたので、そういった中で関係者を集めて道の駅の定例ミーティングを年７回程度行っております。毎回必ず来られたということでもなくて、来られない場合はオンラインでウェブでの参加という形も取りながらの会議を行いました。

委員長 高田委員	また、議員の皆様にも参加いただきましたけれども、施策コンテストということで、町の職員のスキルをアップさせるということを目的に、職員のそういった政策能力を上げるために施策コンテストを行っております。 以上です。 9番高田委員 ということは、定期的に来てというか、つながりを持ってこの業務をしてきたということよりは、ある程度企画をして、それに基づいた事業をやったという捉え方ですか。
委員長 政策推進係長	政策推進係長 今御質問ありましたとおり、ある程度町のほうでこういったまちづくりのテーマを掲げまして、今現在町のほうで取り組むべき課題等、そういったものを協議しながら、それに基づいて定期的に来ていただくというふうな形になっております。 以上です。 9番高田委員 実績としてどのぐらいの回数もしくは日数来られる、もしくはオンラインでやっていたんですか。
委員長 政策推進係長	政策推進係長 先ほどもお答えいたしましたが、道の駅の定例ワークショップにつきましては7回程度、オンラインも含めてですけれども会議を開いております。また、施策コンテにつきましては、事前の職員への説明、また当日の研修と中間発表、また最終の結果発表というような形で4回程度の施策コンテストも行っております。

委員長 高田委員	以上です。 9番高田委員 その下の使用料及び賃貸料のところの自動車の借上げの111万円なんですけれども、これは何の借上げなんでしょうか。
委員長 政策推進係長	政策推進係長 こちらにつきましては自動車借上料なんですけれども、行政報告書のほうにも140ページに記載ありますとおり、地域おこし協力隊の事業費内訳というところで、協力隊が活動で使います自動車の使用料、借上料というふうになっております。 以上です。
委員長 高田委員	9番高田委員 次に、同じページで負担金補助及び交付金のところの新規就農希望者体験費用とありました。行政報告見ると、大阪の方が3日の予定だったけれども2日間でこの予算だというふうにあったんですが、体験ですから、それで終わるかその先続くかということになるんですけれども、この内容を御説明ください。
委員長 農林課長	農林課長 新規就農希望者体験費用、これにつきましては、短期就農体験として町が短期間の農業体験を受け入れているものであります。対象者が45歳未満で将来的に新規就農も目指される方で、まずは体験と。この金額の内容であります。まず、就農体験に当たっての助成としまして交通費の50%、上限1名当たり2万円というのがあるんですけれども半分と。あと、宿泊費の8割、町内の宿泊施設に限りませんが、8割の助成を行うということになっております。

委員長 高田委員 委員 農林課長	今回令和３年度におきましては、静岡県のほうから就農体験の方いらっしゃいました。その部分の、４月２９日にいらっしゃって５月２日までいらっしゃったかと思いますが、その短期間の研修期間の宿泊費、交通費の助成を行った額が１０万３，６００円となっております。 以上です。 ９番高田委員 その結果といいますか、将来的にどういう動きになるかというところまで御説明ください。 農林課長 この短期就農研修が長期研修または就農につながるかというお話であります。なかなかこの方、いらっしゃった方は、なかなか就農に結びつかないだろうというふうには考えております。受入れ農家さんのお話も伺っております。なかなか営農、農業を継続する上ではなかなか大変な部分があるんじゃないかというようなお話も聞いております。御本人からも、長期研修につなげたいというようなお話もいただいております。ですので、今回に限っては短期研修で終わりと
委員長 委員 委員 委員	いうふうになるかとは思っておりますが、この短期研修も始めたばかりであります。何とか担い手、新規就農者を確保しようとしてつくられた制度でもあると承知しておりますので、希望者がいれば積極的に受け入れて、短期研修踏まえまして長期の研修、就農というふうにつながっていくように、町としてもサポートしてまいりたいと考えております。
委員長 委員 委員 委員	その他質疑はありませんか。（発言する声なし） ないようですので次に進みます。 ３款民生費について、９８ページから１１７ページまでです。 ７番上戸委員

上戸委員	103ページですけれども、報償費、敬老ことぶき券370万2,000円去年支出していますけれども、何か今年の情勢を見ると今年も敬老会をやらないというような雰囲気になっていきますけれども、どうですか。これは決算で、これからの予算聞くのもまたちょっと変なんですけれども、同じことをやる考えがあると思うんですけども、あるというような回答をしていただきたいなと思って、よろしくお願いします。
委員長 保健福祉課長	保健福祉課長 コロナが始まってから、今、上戸委員言われたとおり、敬老会実際できておりません。それで、ことぶき商品券ということでやっております。あくまで去年まで、町長が説明しておりましたけれども、今おっしゃられたとおり町内会があくまで敬老を実施する活動においてやるものに対して町が支援をしているという考え方に基づいて、もう多分事前にもう時期が時期なので、早いところは新町とかから始まりますので、町内会の連絡協議会等通して町のほうに要請していただいて、町長が承諾すれば実施できると思っています。 以上です。
委員長 松村委員	4番松村委員 99ページです。福祉委員年額委員報酬というのが出ていますけれども、何名の方がいるんでしょうか。
委員長 松村委員	松村委員、ちょっと聞き取りにくかったので、もう一度質問をお願いします。 99ページで報酬で福祉委員年額報酬となっていますけれども、福祉委員というのは何名の方なんでしょうか。
委員長	保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長	現在 20 名で 1 名現在欠員しておりますので、現在は 19 名ということになっております。
委 員 長	4 番松村委員
松 村 委 員	ということは、20 万円ぐらいなの、年額。大体年額 20 万円ぐらいでしょう。210 万円だからね。20 人だべ、ああ 10 万円か、ごめんごめん。 この福祉委員というのは、民生委員のことなんでしょう、また違うの。
委 員 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	民生委員と同じです、はっきり言って同じです。国から委嘱される場合は民生委員、あと、町から委託する名前は福祉委員ということで、同じ方が一応受けている形になります。一般的には民生委員のことを言っております。
委 員 長	4 番松村委員
松 村 委 員	要は民生委員と同じということだね、福祉委員というのは。20 人いて、月 10 万円。今大変ひとり暮らしの年寄りも多いし、大変電話が来て、電気の球取り換えてくれとか、いろいろ早い話、小間使いみたいに使われているんですよ。年寄りが多いんです。各地区に何名いるか、赤沼は 2 名いるんですけれども、大変忙しいそうです。月 10 万円というのは、歩いていっているわけじゃない、車で行っているから油代でもかかるし、10 万円ならちょっと安いんでないかと。これ個人の考えですけども、町長どうなんでしょう。よその町のほうでは、どのぐらいの金額で民生委員とか福祉委員の年間の報酬出しているんでしょうか。
委 員 長	町長
町 長	よそのほうの福祉委員の報酬まではちょっと確認できていませんけれども、国が民生委員として委嘱をして、そしてその方々を町は福祉委員として同じ人なんですね、活動も同じなんです。

	ですから、そういう中で町は本来独自で福祉委員置くべきですけども、民生委員、国の民生委員は同じ地域を守るので兼ねてもらっていると、こういうふうなことであります。よその福祉委員の報酬までちょっと確認していませんけれども、安いですかね。まあ、よそのほうの例を見ながら、これ国との報酬の調整もあるでしょうから、いずれにしても、よそのほうをちょっと調べてみて。あるか。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	資料はございますので、後で調べて報告させていただきます。
委員長	4 番松村委員
松村委員	分かりました。ただ、年間 10 万円というのはちょっと異常に安いんじゃないかと思うんです。だから、まあまあよそのほうの町の関係もあるけれども、厚沢部町でそんなのに出してもいいんじゃないか、町だけでも。その辺よろしくお願いします。
委員長	そのほか質疑ありませんか。
委員長	1 番中山委員
中山委員	今、松村議員から出たように、私も福祉委員、民生委員なんですけれども、大変 1 か月に 1 回、老人の世帯にごみ袋を持って訪問するというようなことを必ず回っているようです。うちのほうは農家の奥さんがやっていますので、そういう意味では、町長、この 1 年間 10 万円というのは非常に安いんでないかなと私も思います。今何か、この後こういう報酬に対しての審議会あるということでございますので、その辺では十分、このままではやっぱりやる方がいなくなってしまうんじゃないかなと、今ボランティア精神でやっているというのが強いので、その辺を考慮した中でこれに見合った報酬を支払うというのが本当でないかなとしますので、どうぞよろし

委 員 長	くお願いします。
中 山 委 員	中山委員、回答要りますか。
委 員 長	町長、答えてくれたらね。
町 長	町長、どうですか、回答。町長
	いずれにしても民生委員兼ねた福祉委員の方、さらに児童委員をほかに3名、この福祉委員のほかに児童委員とかって、そういう名称の委員さんが3名ほかにいるんだそうです。そういう方々の活動というのを目にして、総動員して、いろいろな活動報告会をしながらやってもらっているわけですから、非常にハードな面が多いと思います。その地域地域に精通している人でなければ、これまた役に立たない、そんなことも含めて。金額については、他町の分も調べながら、もし厚沢部町だけが安いなんてことにならないように、きちっと調べて対応したい、こういうふうに思います。
委 員 長	そのほか質疑ありませんか。（発言する声なし）
委 員 長	ないようですので次に進みます。
委 員 長	4款衛生費について、116ページから129ページまでです。
委 員 長	衛生費について何か御質問ありませんか。
委 員 長	8番浜塚委員
浜 塚 委 員	119ページ、一番上ですけれども、補助金でございます。440万円、これたしか前年640万円だったと思うんですが、減額の理由というのをお知らせ願いたいと思います。
委 員 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	浜塚委員の質問でございますけれども、昨年度のみ600万円に上がったのは、救急車の新規

委 員 長 浜 塚 委 員 委 員 長 保 健 福 祉 課 長 委 員 長 委 員 長 佐 々 木 委 員 委 員 長 町 長	購入ございまして、それに伴って各町の負担分が生じておりまして、４４０万円が今まで負担していた金額でございます。 以上です。 ８番浜塚委員 それでは、令和３年度脳疾患による搬送ですか、町内何件ぐらいあったんでしょうか。 保健福祉課長 町内は６件でございます。 そのほか質疑ありませんか。 １０番佐々木委員 １２６ページです。国保病院繰出金ということで２億５，０００万円ほどやっていますけれども、いろいろと以前も議論というか論議したことがあるんですけども、これ町長、どこまで繰り出しして町民の健康、生命を守るかという考えは、どうお考えでしょう。 町長 町内における医療機関というのは大変、町の構成というのは、病院と郵便局と金融機関、これ３つない町は町ではないと言われるぐらい重要施設になってあるわけです。 我が町の病院についても、今昨年の決算見ましても２億３，６００万円というふうな町の繰出しをしているわけです。確かに昔から見ればとてつもない額になっているわけですけども、今現在では医療体制、ドクターが今臨時のドクターも入れて４人いるわけですから、そして眼科も含めると５人だな、５人の医者が体制を整えているという道内でもない医者体制の揃っている町ということでございます。その分でこういうふうに一般繰出しが多くなっているわけですから
--	---

委員長 佐々木委員	ども、いずれにしても、この病院はなくすわけにはいかない、そんな考え方がありますので。 ただ、この繰出金については、いつまでもこういうふうな歯止めのない繰出しはできませんので、病院経営の中で十分これらについては検討していただきながら、そして日常の病院経営をしていただくと、こういうことになるかと思います。 いずれにしても今、檜山管内ではこの国保病院関係ではうちと今金町、そして今せたな町、こういう3か所については、非常に病院体制というものを重視しながらやっているわけありますから、4条予算を省いてもこれだけの金を入れているということは、かなりの病院投資ということになっております。そんな分、住民に安心感を持っていただくためにも、この病院体制というものは整備をしていかなければいけないというふうに思っていますので。医者が増減については、これから医者のほうからどういうふうに出てくるか分かりません。これ、いつまでも5人体制ということはほとんどあり得ないと思いますから、そういう中で厚沢部町での医療行動を活発にやっていただきたいと、こういうふうに思っております。 ただ、今は訪問医療もやっていますし、それから老健施設の医療も担当していますから、そういう面では分野を広げながら今やっていますので。また、さらには、今の体制の中で南檜山メディカルネットの中で本町の医者が乙部町の国保病院に応援に行っているというふうなこともあります。この南檜山の中での基幹的な立場にもなっているということで、当分の間はこの体制が動くだろうというふうに思っています。 10番佐々木委員 医師体制は充実していますよということで、私もかかりつけ医ということで安心してかかっているんですけども、町民全体がそういった考えを持ってくれば大変ありがたいことなんです
----------------------	---

委 員 長 町 長	けれども、全体的に見回すとそうでもないということで、やっぱり町民の利用増を促す、そしてまた大きくはやっぱり繰出金をそんなに多くしないで本来の病院収益を上げるというようなことで、病院関係の皆さんと院長を中心とした中で、町長また再度いい方向に向けた取組というか会話を含めた中で進んでいかなければ駄目だなというふうに思いますので、その辺の取組についてはどうでしょうか。
委 員 長	町長 今経営の話になるわけですがけれども、自治体病院の中での黒字なんてのは、ほとんど全道の中でもないわけでありまして。今単独公営企業をしている函館市立病院は、2年間にわたって職員の給料を3割減額してようやくちょんちょんにした。こういうふうな、公営企業ですから、自らが職員の給料が全部下がるように減らした。そして、全員で2年間かけてペイする段階まで持っていた、これは公営企業の病院のやり方。 うちのほうは自治体病院ですから、給料まで下げてどうのこうのということにできるかどうか。まず、給料下げるといったら、医者先頭にしてみな辞めていきますということになるだろうし、そういうふうなことにならないように、厚沢部町に努力してもらおうと、こういうふうな考え方ですから。 いずれにしても、自治体病院で黒字までは考えておりませんが、町民に利便性のある病院である、そういうふうなことをそれぞれ医者も職員も考え方を持ちながら医療サービスをしていただきたいというふうな思いの中で国保病院を運営しているわけですから、当分の間、今の体制を崩すということにはならないだろうというふうに思っています。 10番佐々木委員

佐々木委員	鋭意努力してください。
委員長	審議の途中ですが、１５時５０分まで休憩といたします。（１５：３６）
委員長	審議に入る前に、先ほどの松村委員からの他町の民生委員報酬額に関する質問に対して保健福祉課長より答弁があります。
委員長	保健福祉課長
保健福祉課長	先ほどの報酬、松村委員の報酬について申し上げます。 ２９年度時点ということで持っているデータがちょっと古いんですけれども、御了承いただきたいと思います。厚沢部町が１０万４，０００円、委員報酬ですね、１０万４，０００円、江差町が１１万７，０００円、上ノ国町１１万円、乙部町１０万円、今金町１０万円、せたな町１２万４，０００円、奥尻町８万３，０００円、厚沢部町は一応管内で４番ということになっております。 以上です。
委員長	４番松村委員
松村委員	今１０万円、高くて１２万円、そこそこな金額、同じような金額だけれども、特におれ思うには大変、さっきも言ったけれども、年寄りが多くて民生委員もすごい手間かかっていると。例えば今回の水の大きい災害でも、ほとんど民生委員の方が動いて全部周知して、連れて行ったりしているんですよ。その辺考えれば、もう少し１０万円じゃなくて、１２万円でも１３万円でもいいですから考えてほしい、そういうふうに思っております。よろしくお願いします。
委員長	４款衛生費について質疑はありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようなので、次に進みます。

委 員 長	5 款労働費について、1 2 8 ページから 1 2 9 ページまでです。
委 員 長	1 番中山委員
中 山 委 員	労働費の中で行政報告書のほうで季節労働者に対する就労前の健康診断ですけれども、2 名と いうようなことで大変少ないんですけれども、対象者は何名で 2 名が実施したのか。
委 員 長	商工観光係長
商 工 観 光 係 長	対象者ということですが、診断の対象者というよりは出稼ぎ手帳を発行されている方、 持っている方が現在 6 名おりまして、昨年度については健康診断の希望者が 2 名という結果で ございました。 以上です。
委 員 長	1 番中山委員
中 山 委 員	そのほかには。町ではその手帳だけを対象にしてやっているとうに理解してよろしいです か。
委 員 長	商工観光係長
商 工 観 光 係 長	私どものほうでは、実際出稼ぎされている方総数というのは、実のところちょっと把握し切れ ておりません。把握するとするならば、その出稼ぎ手帳を発行されている方が一応押さえている 数字になりまして、それが先ほど申し上げました 6 名という形になります。 以上です。
委 員 長	1 番中山委員
中 山 委 員	従来、私もこれずっと注目しているんですけれども、出稼ぎが少なくなったのか、それとも受 ける方が少なくなったのか、手帳もらわないで出稼ぎに行っている方もたくさんいるんでないか

委員長 町長	なと思うんですけれども。そういう中で、前は町長が訪問、出稼ぎ先の訪問をしていたと。また、来たときに接待するというようなことでやってたんですけれども、現在はもうそういうことは無いというふうに、予算ないですから、ないというふうに踏んだほうがいいですか。
	町長 実は名古屋市の会社が、たった今事務所へ御挨拶ということで来ました。あの会社、たしか4名、厚沢部町から行っている、もう長年うちから行っている会社であります。全部出稼ぎ手続をさせている会社ですから。あと、以前から見たら、全く複数で勤める会社というのはほとんどなくなりました。以前は大きなところでは、岐阜県の会社に16名も美和から若手ばかりが行っておったとか、いろんなところのほうに出稼ぎに行っていた経緯がありますけれども、最近はなくなりました。あっても1人でとか独自でぼつんと行ったりという人はあと何人かいるのか、ちょっとこれ把握はできていませんけれども、非常にかつてから見ると減少したと、こういうことだろうと思います。今、名古屋市、大阪府のほうの会社さんも、これから3月まで、来年の3月まで非常に彼らは北海道の労働者が欲しいというふうな時期になるわけです。そういうことからいいますと、既に今も2つの会社が来て、今私のほうへ挨拶をしていきましたけれども、昔から厚沢部町の労働者は非常に休めというまで休まない、こういう優良なレッテルを頂いている労働者になっておるわけですから、ぜひ厚沢部町から欲しいというふうなことであります。そんな中でも、いずれにしても町全体の中では大幅に減っているというのが現状であると。
委員長 中山委員	1番中山委員 こういうような制度があるというのは、多分知らない町民もかなりいると思うんですよ。広報などでやはり、これからですから出稼ぎに出かけるのは、そういう広報のPRも必要でないかと

委員長 委員長 委員長 委員長 佐々木委員 委員長 佐々木委員	いうふうに思いますので、ぜひこういう事業があるよということを町民に知らせてほしいなというふうに思います。 そのほか労働費について質疑ありませんか。（発言する声なし） ないようですので次に進みます。 6款農林水産業費について、128ページから147ページまでです。 10番佐々木委員 土地改良事業ということで、私ども稲見地区、滝野もそうなんですけれども…… 佐々木委員、何ページでしょうか。 137ページじゃないな、139だな。土地改良に関係した部分で道営事業の中で、行政報告書では167ページなんですけれども。 そういった中で滝野稲見地区というようなことで区画整理、そしてまた排水ということで進んでいます。私も受益者の一人として稲見地区においては今年度で区画、排水関係は全部完了するということで、春先、私の農地も対象となって整備しております。従前は田んぼ5枚だったんですけれども、そこを1区画ばっと1町5反の区画にしたというようなことになると、作業効率が従前5枚で100とすると60ぐらいまで作業効率が上がって、そういった低コストでできるようになったという実態であります。本当にこれから、さっき高齢化で担い手が少なくなる中で、そういった農地整備というのは大事なことだなということ、本当に町の支援もいただきながら進んだということにお礼申し上げます。 稲見地区は構造改善事業から先進的取組しているんですけれども、町内まだまだそういった手がける部分はあろうかと思いますので、こういった中間管理機構の事業を活用した中で取り進め
--	---

委員長 農林課長	していくのが大事でないかなというふうに思うんですけども、その辺の取組はどういうふうな状況になっているでしょうか、町内。
委員長 農林課長	農林課長 中間管理機構を活用した基盤整備事業の推進についてであります。これにつきましては、まだこのほかに、稲見地区以外に実施する予定の地区は現時点ではございません。ただ、今後の基盤整備の在り方、それを考える上で、ちょっと繰り返しになりますが、人・農地プランの中で農地を区画拡大して大きくしたいとか、その中で担い手に貸したいんだとか、そういう要望もあるかと思います。そういったものの掘り起こしをした上で、地元負担もない事業でありますので、町としましてもそういったものを活用していただきながら人と農地の問題の解決に当たってまいりたいというふうに考えております。今後、人・農地プランの中で賦存量の調査等を実施していきたいと考えております。
委員長 佐々木委員	10番佐々木委員 これから人・農地プラン、農作業が完了後の取り進めになろうかと思っておりますので、ぜひともそういった部分も案外、農業者の皆さんに周知、そういうのがあるんだよと周知自体知らない方もおられるんでないかなというふうに思うので、取り進めをしていただきたいというふうに思うところです。
委員長 委員 上戸委員	佐々木委員、回答要りますか、要らないですか。 7番上戸委員 行政報告書の166ページですけども、去年の一般質問した際にヤマゴボウの種子のことをお聞きして、たしか活性化センターで採種の試験をやっているよというような話を聞いたような

委員長 農林課長	気するんですけれども、ここに記載されないということは、記載するような内容でもなかったということで判断してもよろしいのでしょうか。 農林課長
委員長 農林課長	ヤマゴボウの栽培試験についてであります。これ2か年で試験計画を組んでおります。令和3年度においては、まずは1年目、採種の可能性を探るということで、採種可能なものかどうか、採種に関わる労力的な部分をまずは把握するということで実施した経緯にあります。今後、令和4年度、今年度の取組にもつながってはくるんですけれども、今後は採種の労力性を昨年度把握しておりますので、それが今度町内で自家採種可能なものなのかどうか、この辺の栽培調査試験を今年度取り組んでいるところでありまして。それについては、試験結果が取りまとまった段階で、皆さんのほうにお示しをできればと考えているところでありまして。決して試験に値しないので載せていないということではなくて、2か年の継続試験として取り組んでいるところでありまして、御了解いただければと思っております。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 今のヤマゴボウは分かりました。3年度と今年とで試験やるんだと。来年には恐らくはこれに載ってくるだろうというふうに思います。 そのヤマゴボウも載らなかったんですけれども、そういうふうにこれに記載してなくて試験やっているというものは、ほかにもあるんですか。
委員長 農業振興係長	農業振興係長 ただいまの質問ですけれども、行政報告書のほうに載せている以外に、毎年活性化センターのほうで報告している生き生き農業という冊子のほうがあります。農家さん個別に配付しているわ

	けではなくて、希望者に現在配付しているというような状況ですけれども、町のホームページにも内容は掲載されております。ヤマゴボウの試験は今回載せていないんですけれども、それ以外の試験に関しては、この行政報告書に載せた内容そのままとなります。 以上です。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 そしたら、活性化センターでやっている試験の中でヤマゴボウだけは外してあるよということで捉えてもいいんですね。あとはやってないというようなことなんですね。
委員長 農林課長	農林課長 令和3年度に限っては載せておりません。ただ、これ2か年の調査結果というものを蓄積したものを、来年の3月運営委員会にお示ししました上で、生き生き農業等に掲載していきたいと考えております。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 分かりましたけれども、本来であれば、やっているものをやっている、やってないものは載せないというような形にするべきではないかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。回答は要りません。
委員長	そのほか質疑ありませんか。
委員長	8番浜塚委員
委員 浜塚委員	139ページの12番の委託料でございます。2段目の堤体周辺管理業務、どのような作業内容でしょう。
委員長	農林課主幹

農 林 課 主 幹	堤体周辺管理業務についてですけれども、堤体の中の流木がたまってきますので、その流木の撤去の委託費用となっております。
委 員 長	8 番浜塚委員
浜 塚 委 員	そしたら、3 年度は 2 6 万 4 , 0 0 0 円ということになってはいますけれども、前年 3 2 0 万円ほどだったと思うんですが、金額が大分少なくなっております、前年対比。この辺のことについてはどうなんですか。
委 員 長	農林課主幹
農 林 課 主 幹	前年の三百数十万円というのは、3 年に一回の堆砂試験、採砂の委託料だとか、あとは管理用道路の砂利敷きですとか、そういう堤体の管理に費用を捻出しておりまして、3 年度についてはこの流木の費用だけということで 2 6 万 4 , 0 0 0 円の支出というふうになっています。
委 員 長	8 番浜塚委員
浜 塚 委 員	そしたら、来年の話しても何ですけれども、鬼笑うかも分かりませんが、来年も 2 6 万円、そのぐらいの予算ということで計画していくというようなことになるんですか。
委 員 長	農林課主幹
農 林 課 主 幹	例年同じような予算を見て対応するようにしております。
委 員 長	8 番浜塚委員
浜 塚 委 員	これ先の話になるんですが、小水力電力ですか、やるとしたら、またその辺のことについては変わってくる可能性もあると思うんですが、それについてはまだ早いですが、答弁もらうのは。
委 員 長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長	また具体的な手法ですとかそういうところを詰めている段階ですので、まだまだ未定の部分で

委員長 浜塚委員 委員長 中山委員	す。なので、来年度幾らとか、そういう話ではまだないというところです。 以上です。 8番浜塚委員 そう思いましたけれども、はい、参考にしたかったんです。分かりました。 1番中山委員 143ページになります。有害鳥獣についてお聞きしたいと思います。
委員長 林業振興係長 委員長 中山委員	昨年度、私も大変お世話になってスイートコーンに電気牧柵を実施しました。そのときに職員の指導いただいて設置したんですけれども、大変効果がありました。行政報告を見ますと貸出しの件数が6件というふうにして非常に少ないんですけれども、今町で持っている電気牧柵のセットというのは、幾ら持っているんですか。 林業振興係長 現在、町の保有は13基となっております。 1番中山委員 今回私も今年、電気牧柵を申込みしてそれこそ利用しているんですけれども、農家の方々が持っている件数というのは、何ケースぐらい持っているんですか。
委員長 林業振興係長	林業振興係長 今まで、平成25年度に町民、農家の方中心に電気牧柵を購入される方に補助事業を創設して、今年度もですけれども、今まで実施してきております。件数的には今まで113件の方に補助をしまして、検査ですとかで延長とか分かりますのでそこから試算しますと、現在町で139ヘクタールほどをカバー可能な電気牧柵が農家の方々に行き渡っているものと考えております。

委員長 中山委員	以上です。 1 番中山委員 今回は私も町のほうで申込みが遅れて買うことができなかったんですけれども、農協のほうの補助があって、資材課のほうで申し込んで3基、3セット購入しました。セットするときには、農協の職員に指導してもらいまして自らセットしたんですけれども、非常に効果があったと。農協のほうの購入で、補助事業で入れた件数というのは、何件ぐらいなんですか。
委員長 農林課長	農林課長 今年度限りで農協さんのほうで電牧の支援も行うと聞いております。ただ、農協さんのほうの実績については今把握しておりません。と言いますのも、今農協さん、単年度に限り各方面に支援するというので、限られた財源の中で電牧だけでなく様々な部分に補助されると聞いておりますので、その辺の精査が終わりましたら、町のほうにも情報をいただくようお願いしたいなと思っていますので、現時点でちょっと把握はしておりません。
委員長 中山委員	1 番中山委員 非常に効果大きいというのは、やってみて初めて分かりました。ただ、最初に取り組むときは非常に苦労しました。やはりセットした方々にある程度町としては指導、アドバイスするということが必要でないかなというふうに思いました。今年、係のほうで、そういう農家ありましたか、指導に出かけるというふうな、お願いされて出た件数というのは、何件ぐらいありますか。
委員長 林業振興係長	林業振興係長 今年度、電気牧柵買ったのはいいけれども張り方が分からないですとか、補助が当たらなかったで町の分貸出ししてほしいといった申出は4件ありました。うち2件は、町の分を貸出しをし

委員長 中山委員	て張ってきております。うち２件は、今年度補助事業を使って買われた方、中山委員も含まれていますけれども、そういった方２件ありまして、合計で４件となりました。 以上です。 １番中山委員
委員長 林業振興係長	ぜひ効果が大きいので、農家の方にやっぱり勧めていただきたいなど。ただ、みんなやっぱり設置するのに大変な抵抗感あるんですよ、最初の取り組むのに。設置するって、どうやってすればいいんだというようなことで不安なところがありますので、そういう指導をしていただきたいなというふうに思います。 大変、佐々木議員の一般質問の中でひぐまっぷというの、私初めて聞いたんですけども、これは町のほうでは押さえてあるんですが、このひぐまっぷという地図なんでしょう、マップですから。これは現況の中で私も始めて聞いたんですけども、１回道新に載ったことがあるんですけども、熊の出没の箇所を地図に落とすよということで、危険を回避するためということ、私のところの倉庫のところとか、冷たい水のあそこのカーブとか、いろいろ熊が頻繁に出ているのに、全然そこが出てないんですよ。私のところに出たのも、全然そのひぐまっぷに載らないと。これは何かどうも分からないんですけども、どう捉えてひぐまっぷというのは、これから何か公開されるみたいですけども、どう期待できるのか。 林業振興係長 まず、電気牧柵に関する指導という部分に関する御質問ですけども、２５年度から電気牧柵の購入補助というものを始めました。その前段で平成２３年度に、先ほど御説明しました１３基の町保有の電気牧柵というものを購入しております。これを被害に遭われている方々の圃場に張

りにいきまして、効果を実感していただいて、これはいいものだ、これは買ってみたいというように普及していければということで電気牧柵を購入した次第ですので、効果の普及に関してはこういったものを今後も継続しながら普及していきたいと思います。

ただ、張り方ですとか、あとは効率的な、複数の圃場もあるとは思いますので効率的に回していくといったものについては、講習会等を企画しまして普及に努めていければと思っております。電気牧柵に関しては、以上になります。

続きまして、ひぐまっぷに関してですけれども、ひぐまっぷ、平成28年に道の道総研というところで、もともとは市町村ごとにヒグマが出没した場合、道に報告する義務があります。これを今まではEメールですとかファクスですとか、そういったもので第3号様式というんですけれども、それを道に報告する事務がありました。このひぐまっぷというものを導入することによって、要はインターネットでクラウド上で市町村が入力することにより道のほうでも確認ができる。それによって市町村の事務が効率化になるという触れ込みで始まったのが最初になります。それ2年間の試験運用が終わりまして、平成30年度に本格的に、後志以下道南中心になりますけれども本格導入することになりました。

ここで、まず一般に公開するかどうかというのは、市町村の判断に委ねられております。一般質問の回答でも御説明したとおり、檜山管内では厚沢部町とせたな町は一般への公開は見合わせておりました。ですので、中山委員が、うちのほうの出没した箇所が見られないというのは、町は一般公開しておりませんので見られないということになっておりました。ただ、ヒグマがここに出たよという報告義務はずっとありますので、町のほうで入力しているものについては、中山委員が言われたような出没地点は全て入力されております。ただ、一般には公開されていなかった

委員長 中山委員 委員長 林業振興係長	たということになります。 以上です。 1 番中山委員 ということは、今後公開されるということで理解してよろしいですか。 林業振興係長 一般公開するに当たって町が公開を見送ってきたという部分には、出沒した地点全ての地点が登録されております。その中には誰も行かないような誰々の畑だとか誰々の山だとかという情報も含まれておりますので、プライバシーの問題等もありますので、ちょっと今までは全て公開しないという判断だったんですけれども、今回公開するに当たって、これをどこまで公開していくのか、例えば国道沿いですとか、公共施設ですとかはもちろんのこと、それをどこまで広げて公開するのかというのを検討していた段階だったというところでありますので、現時点でここを公開しますということについては、ちょっとまだ御回答はできない段階になります。
委員長 中山委員	以上です。 1 番中山委員 大変これ今危険な状況にある熊の被害というのは、農産物だけじゃなくて人間に対する危険性というのも非常にあるわけです。うちのパートなんかでも、もう何か察知して何か熊の臭いするとか何とかということをつまに言うんですけれども、やはりああいう地図を農家の方々にもきちっと、やっぱりどこどこで厚沢部町の熊が出沒しているよというようなことを、きちっとやっぱり町民に知らせるべきだと思うんですよ。それが何か今の話だと、プライバシーというのはどういことを指しているのかなというのがちょっと分からないんですけれども、やはり早急に公開

委員長 農林課長	すべきと私は思いますけれども。その地図が出せないというのはちょっと残念ですけれども、ぜひ早急に出していただければ町民も気をつけると思いますので、ぜひその辺の検討をするのかしないのか、ちょっと答弁もらいたいと思います。 農林課長 昨日の一般質問でも御質問いただきました、公開するのかしないのかと。町としましては、繰り返しになりますが、熊のマップに位置が表示されてないからあたかも安全だというような誤解も招きかねないという部分を危惧して、非公開にしてきた経緯があります。ただ、今後は一般公開を9月末までにいたしますという御答弁を昨日させていただきましたので、公開に向けて今進めているところであります。 ただ、全てを公開するかと、例えば人の家の前だとかといったところも公開していくのかどうか、まずは公道なり公共施設、皆さん不特定多数の方が多く利用される場所等々について検討した上で9月末までに公開をいたしますので、もう少々お待ちいただければと思っております。
委員長 中山委員	1番中山委員 道新の報道によると、この1週間か10日の間に熊の出没、稲倉石トンネルの近辺で4回ですか、出たの。うちの家族の中でも稲倉石の橋の間でトンネルとトンネルの間で橋のところに熊がいたというようなことで頻繁に出ていて、何を心配するかといったら、オートキャンプ場大丈夫ですかというようなことを言われたんですけども。たしか、町政懇談会に行ったときに、鶉で木間内の町内会長からオートキャンプ場に熊が出ているよというようなことを言われて、あの辺は熊の数が多いのかなと、その辺を町民にやっぱり早く知らせるべきであって、そういうのを何か公開しないというのは何か意味が分からないなと。早めにやっぱりすべきじゃないかなと。今

委員長 林業振興係長	月末と言わないで、ある程度もう公開したほうがいいんじゃないかと思います。 林業振興係長 稲倉石のところで複数回目撃されているということで、鶺鴒ダムオートキャンプ場のほうでは、まず電気牧柵を設置しております。また、出る都度、オートキャンプ場の職員に、出ていますよ、気をつけてくださいと。オートキャンプ場のほうで利用客の方々のほうに周知をしていただいているというような状況です。 ひぐまっぷの公開については、9月末というふうに回答しましたがけれども、可能な限り早く公開したいと思います。 以上です。
委員長 中山委員	1番中山委員 ここで提案一つあるんですけども、国道に熊が出てそこから離れないというのは、多分キツネもそうなんですけれども、道路に生ごみを投げるわけですね。そういうマナー違反があれば、熊はそれを1回食べると、そこから離れないんじゃないかなと思います。ですから、そういう町民に対してもどこかでPRでもやっぱりすべきだと思うんです。そういうごみを投げない。国道沿いに本当に生ごみ投げる、目立つんですよ、最近。かなりやっぱりそういうマナー違反もあるので、そういう啓発もやっぱり町としてもやるべきでないかなというふうに思います。その辺のPR活動は、どういうふうにやるかはお任せしますので、ぜひともそういうことも含めた中で熊に対する予防といいますか、事件の起きないうちに対処すべきだと思います。
委員長 中山委員	中山委員、回答要りますか。 やるかやらないか、お聞きします。

委 員 長 農 林 課 長	農林課長 ごみの不法投棄というか投げ捨て、ポイ捨てであります、これについては町内のみならず、そもそもがそういうことをしてはいけないことであります。国道縁ということで、町内の人だけではなくて不特定多数の方の中から一部そういう方がいらっしゃるのかなと思っております。なので、そういうのを啓発、注意喚起をするのかという御質問ですけれども、これについてはポイ捨て禁止だとかという看板は、国道であれば何か所かに立っているのかなとは思っております。 なお、農林課でできるとしましたら、熊出没注意の看板を設置するですとか、その程度になるかと思っております。まずは、町内向けに周知をするとなれば、ポイ捨てのこともそうなんですけれども、農林課としましてであれば、農産物の残渣の不法投棄、適切に処理してくださいというお願いも含めながら周知を図ってまいりたいというふうに、広報等で周知を図ってまいります。
委 員 長 委 員 長 高 田 委 員	そのほか質疑ありませんか。 9 番高田委員 ページは 1 4 6 ページ、1 4 7 ページになりますね。森林環境譲与税の基金事業費なんですけれども、これ、その手前見ると町有林の管理は別個に予算見ているので、恐らくこの予算を使った森林整備というのが主なる予算の使い道だと思うんですよ。実質この森林環境譲与税の経費を使って我が町の森林環境というのはどういうふうに整備されるようになってきたのかというのを、ちょっとこれ教えていただきたいんですが、どんな状況なんでしょうか。
委 員 長 林 業 振 興 係 長	林業振興係長 森林環境譲与税の使途に関する御質問かと思いますが、森林環境譲与税は厚沢部町に関しては現状、民有林の森林整備への補助金、あとは今現状整備が行き届いていない森林をお持ち

委員長 高田委員	の所有者に対する意向調査といったところに今現在経費を充てております。これによって森林整備、森林所有者さんの森林整備への意欲というものを維持した上で持続可能な森林経営というものをさせていただくことによって森林の町を、8割が森林ですけれども、公益的機能も維持されていくものと思っております。 以上です。 9番高田委員
委員長 高田委員	森林環境譲与税というのは、たしか31年度だから、もう4年目ですよ、4年度になるから。いよいよ1人から1,000円ずつという税金を徴収しつつやるというタイミングが来ると言うんですけれども、ということになると、この分配ですね。日本全国でこの分配があると思うので、実際我が町もそれなりの森林の数があるんですが、どのぐらいの分配度合いで、今後、例えば人材育成なんかもたしか中に入っていたと思うんですけれども、そういう動きというのは、今後どのように進めていくものなんですか。もう全て分からなくて聞くんですけれども、これ。
委員長 林業振興係長	林業振興係長 森林環境税が令和6年度から徴収されるということです。に伴いまして、森林環境譲与税の分配ですけれども、現状600億円ほどの収入を国のほうで見込んでおります。それをまず、市町村分として540億円、都道府県分として60億円にまず分配します。その540億円を、まず各町ごとの私有林の人口林の面積、林業就業者数、あとは人口、これを案分によって配分されるという仕組みになっております。 以上です。
委員長	9番高田委員

高 田 委 員	という説明は分かりました。実質、ということは厚沢部町という割合は、道から来るやつと各市町村ということになるんでしょうけれども、どのぐらいの割合で来ているんですか、この額というのは。
委 員 長	林業振興係長
林 業 振 興 係 長	森林環境譲与税の額、町に分配されている額についてお答えしますけれども、現状、6年度からの徴収に向けて令和元年度から前倒しで町に譲与されております。令和元年度の930万円から始まりまして、今令和4年度で2,500万円ほどの分配が予定されております。これが、令和6年度から満額配分になる予定です。その頃には3,000万円ほどが町に譲与される予定となっております。 以上です。
委 員 長	4番松村委員
松 村 委 員	145ページ、委託料で歩道維持補修で100万円ほどありますけれども、行政報告を見ますと太鼓山歩道草刈り、維持補修となって10キロメートルぐらい、草刈り、倒木整理、砂利敷きとなっておりますけれども、これ太鼓山のほうの上まで10キロメートルぐらいというのは、どの辺までやったのかな、これね、町有林のね。10キロやっているんだけれども、太鼓山まで行けるんですか。
委 員 長	林業振興係長
林 業 振 興 係 長	太鼓山の歩道に関しては、麓、複数箇所から上がっていけるところありまして、それぞれ山頂までいろんなところつながっております。その全域を歩道の草刈りをしておりますので、どこまでと言われれば、山頂までといった回答になるかと思います。

委員長 松村委員	以上です。 4 番松村委員 それと、同じ太鼓山で 1 4 9 ページなんだけれども、太鼓山公園管理報償費と太鼓山公園管理、桜伐採・剪定と 2 つになっているんですけれども、これ管理と太鼓山管理桜伐採・剪定というのは、どう分けているの。委託料と報償費は分かるんですけれども。
委員長 松村委員	松村委員、そこ商工費になるので、次の款になります。 ああ、ごめん、失礼しました。
委員長 中山委員	そのほか農林水産業費で質疑ありませんか。 1 番中山委員 先ほど上戸委員も活性化センターのことについて質問してたんですけれども、今回私もこの活性化センターの試験内容を見た中で、上戸委員と同じように毎年変わらない結果だと、事業結果なんで、この新高機能性飼料効果確認試験と、これ馬鈴薯、それから栽培方法の検討試験の中にニンニクと馬鈴薯があるんですけれども、今日資料もらった中で令和 4 年産で種子馬鈴薯の面積の配分の中にオホーツクチップときたひめという、今まで聞いたことないような品種が載せられております。これは、私たち農家でも今初めて理解する品種なんですけれども、これを導入するということになるのであれば、今までの栽培方法と同じでいいのかどうかというのがやっぱり一番問題になってくるので、活性化センターとしてはこういうものに対する試験というのはしないのかどうか、これ去年から入っていますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。
委員長 農業振興係長	農業振興係長 先ほど種芋の品種別の資料が配られていると思います。その中できたひめなんですけれども、

	オホーツクチップと同じでポテトチップ専用の品種になります。ただし、きたひめのほうは抵抗性品種ということで、オホーツクチップはそうではないのですが、きたひめのほうは抵抗性品種であるというような状況になります。それと、活性化センターの栽培状況に関してなんですけれども、行政報告書の１６６ページにあります、２行目ですね、栽培方法検討試験、この中で馬鈴薯と記載されておりますけれども、この栽培もキタカムイという新しい抵抗性品種の栽培をしております。ニンニクは続けてやっているものとなりますけれども、この馬鈴薯のキタカムイという品種は初めての新規での栽培になりますので、これからセンチュウの関係もありますので、抵抗性品種いろいろと検討していただけるような試験となりますので、この内容を御理解いただきたいと思います。 以上です。
委員長 中山委員	１番中山委員 キタカムイというのは、もう出てからかなり経つんですよ。私はもう１０年ぐらい前にこのキタカムイというのを栽培していました。でも、やっぱりうちはメークインというようなことで、やっぱり厚沢部町はメークインだよねということで、今はキタアカリをちょこっと作っていますけれども、あとは全部メークインということでやっていますけれども、この中でそれでは、栽培の検討試験ですので、結果的にニンニク、馬鈴薯はどういう結果に終わったのか、ざっくりばらんで結構ですので。
委員長 農業振興係長	農業振興係長 まず、ニンニクに関してですけれども、ニンニクに関しては試験始まりまして６年目となっております。詳しい内容は生き生き農業のほうに掲載されているものになっているんですけど

委員長 中山委員	も、一応毎年栽培方法いろいろと試行錯誤して変えて、その肥大率だとか、とう摘みのありなし、追肥のありなしというような形で、様々な形でどれが適した栽培方法なのかという実証はされております。その結果に関しても、どんな形が最も優良な栽培になるかという検証は、この冊子の中で記載されておりますので、細かい部分はそちらのほうを読んでいただければなというふうに思います。 馬鈴薯に関しては、キタカムイ、以前から栽培あったということですがけれども、やはり今センチュウ、いろいろなことに関して、また、改めてキタカムイの試験が必要なのではないかというようなことで判断しまして、活性化センターの運営委員会のほうでも承認を得まして、この栽培に取り組んでおります。 中山議員がおっしゃるように、これからいろいろと栽培の試験だとかしていただきたいというような要望がありましたら、年末の取りまとめのときに意見いただきまして、そちらの栽培をやっていくというようなことも検討しますので、そこら辺を御了解いただければと思います。 以上です。 1 番中山委員 特に係長、この新しく入ってきたオホーツクチップ、きたひめ、これについてのやっぱり試験をやって、早めに厚沢部町の農家が多く採れるような試験をやっていただきたいなと。 1 つ、上戸議員の一般質問にもあったんですがけれども、このサツマイモの当町に合っているのは、今は黄金千貫でいいんですがけれども、それこそ新しく食用にということで、品種ある程度あるんですがけれども、有望な品種、サツマイモの栽培試験をぜひ取り入れてほしいなと。これは伸びる可能性これから大ですので、今後やっぱりサツマイモの栽培試験もやっていただきたいな
---------------------	--

委員長 農業振興係長	と。 農業振興係長 ただいまサツマイモの意見あったと思いますけれども、ちなみに、これ行政報告に載っているのは令和３年度の実績で、ちょうど令和４年度はサツマイモの栽培に取り組んでおります。 以上です。
委員長 中山委員	１番中山委員 結果を期待していますので、ぜひ後でお聞きしたいと思います。
委員長	そのほか質疑ありませんか。（発言する声なし）
委員長	ないようですので次に進みます。
委員長	７款商工費について、１４６ページから１５７ページまでです。
委員長 佐々木委員	１０番佐々木委員 １５４ページです。重点「道の駅」整備ということで、新たな観光拠点の整備ということで７億３，９００万円、約７億４，０００万円ほどの財源投入していますけれども、これの収入の部分では、いろいろ社会資本整備交付金とか商工債だとかというようなことで財源使っていますけれども、総体の財源収支内訳と実際自主財源はどのぐらいの持ち出しになったんだという、そういう中味についてお知らせ願いたいと思います。
委員長 商工観光係長	商工観光係長 重点「道の駅」事業費の財源のお話という質問ですけれども、３年度で申し上げますと、まず駐車場とトイレの整備、こちらのほうに社会資本整備総合交付金、こちらが２億２，８６０万円ほど、あと地方債で９，６２０万円、あと基金の繰入金で３５０万円ほど入っておりまして、一

	般財源としましては、ああ、すいません、失礼しました、３年度決算ですね。ああ、すいません、失礼しました。まず、国庫支出金のほうが８，０００万円ほど、それと地方債で１，６００万円ほど、公共施設整備基金繰入金で３５０万円ほど、残りの２，３００万円ほどが一般財源となっております。 また、３年度のこちら商業施設に関しては前払金となっておりますので、明確には３年度分というのは、前払金に当たる部分しかありませんので、ちょっと御説明が難しいんですが。
委員長 佐々木委員	１０番佐々木委員 ３年度決算について後で書面で分かるような、約７億４，０００万円の内訳という部分で議員全員に提示していただければなというお願いです。よろしくお願いします。
委員長 商工観光係長	商工観光係長 すみません、後ほど、書面でお配りさせていただきます。
委員長	そのほか商工費について質疑はありませんか。
委員長 中山委員	１番中山委員 １５０ページなんですけれども、うずら温泉の管理費の中で行政報告書の中で客室の稼働率というのが載っています、３７．１％と。これは、この３７．１％というのは、我々どういうふうにして理解したらよろしいのか。普通の稼働率というのは、ホテルとかは、この稼働率というのはどの程度でなければ採算が合わないというようなことになるのか、お聞きしたいと思います。
委員長 商工観光係長	商工観光係長 稼働率のお話ですけれども、稼働率自体は１年間通して延べ部屋数、延べ泊数といいますか、それが分母になりまして、実際稼働した日数、室数、これが分子になりまして、それ割り返すと

委員長 中山委員	3割ほどという形になっています。 あと、次のお話の採算ラインですけれども、こちらについては料金や経費の関係もありますので、ちょっと私の不勉強で一般的なその率、どの率が採算ラインというところについては、申し訳ありませんが、ちょっと私のほうでは現在分かりません、すみません。 以上です。 1番中山委員
委員長 政策推進課長	分からないと言われれば、後聞きようないんですけれども。これ普通のホテルとか旅館とかは、稼働率というのはやっぱり70から80ぐらいの稼働率でないとペイしないんじゃないかなと思うんですけれども、37.1というのは本当に低いんでないかなと。なぜこういうふうな数字が出てくるのか、ちょっと理解できないんで、もしその辺の説明があったらお願いしたいと思います。 政策推進課長 一般的な旅館、ホテル等であれば、7割、8割の稼働率が必要ではないかというお話もありますが、ちょっと当時、宿泊研修施設といった形で建設しておりましてツインの部屋がほとんどという特殊な宿泊施設でありますので、一概に一般的な旅館、ホテルと比較はできないかとは思いますが、いずれにしても稼働率は高いほうにこしたことはありませんので、これを高めるような努力は必要なのかなと思います。 3年度につきましても、やはりコロナの影響もありますし、そういった形で伸びなかったのかなという部分はあるかと思います。ただ、業者が工事等でこちらのほうに宿泊するというケースも結構あるというふうに聞いておりますので、そういった客も確保しながら稼働率を少しでも上

委員長 中山委員	げるように、シードのほうと相談しながら進めていければと思います。 1 番中山委員 このうずら温泉につきましては、この後いろいろといろんな町のほうから話あるんでないかなと思うんですけども、今の宿泊施設につきましては、途中でツインにしたというような経緯もあったので。不思議なのは、申込みしても泊まれないよというのが結構今年あたりはあったんです。なぜかという、2 人のところに 1 人しか入ってないと、で泊っているということになると、本当に半分だよ、半分より泊まれないよね。だから、その辺の改良もある程度必要でないのかなと。 ただ、これからうずら温泉をやっていくのかどうかというのも大きな問題になるんですけども、その辺の宿泊の稼働率というのは、ちょっとそれこそ検討してほしいなというふうに思います。
委員長 政策推進課長	政策推進課長 部屋の形が当初からツインの形なものですから、どうしても 1 人で泊るという予約が先に入ってしまうとそこで埋まってしまうというような、どうしても農業のこういった宿泊研修施設という造りの関係から、そういった取扱いになってしまうという部分があります。そういった限られた環境の中でシードさんも宿泊客をつかまえないといけないというところで苦慮しているのかなと思います。 今後この宿泊に関してはどういう方向に進むべきか、改めてまた考えなければならないのかなと思っております。 以上です。

委 員 長 中 山 委 員	1 番中山委員 ちょうどあの施設というのは、私が議員をやり始めたときの次の年に建った施設でありまして、もう 30 年経過しています。そういう中で当時、さっき答弁あったように研修施設として建てたんですけれども、今は研修じゃなくて普通のホテルと同じような扱い方していますので、その辺の稼働率を上げるのにどうすればよいのか、今後検討していただきたいというふうに思います。
委 員 長 委 員 長 上 戸 委 員	そのほか商工費について何か御質問ありませんか。 7 番上戸委員 149 ページですけれども、12 番の委託料の中で観光コンテンツ作成等とありますけれども、880 万円、この内容を教えていただきたいと思います。
委 員 長 商 工 観 光 係 長	商工観光係長 こちらの観光コンテンツ作成等委託料につきましては、観光庁の補助金を使いまして民泊の実証実験みたいなことを行いました。その様子を撮影して国外の方、国内もそうですけれども、中国とアジア圏に向けて発信して反応を見るという事業でございました。 以上です。
委 員 長 上 戸 委 員	7 番上戸委員 当町のいろんな情報だとか動画をどこかに送って反応を見るということですかというようなことですけれども、どういうふうな効果があったのか、調べていますか。
委 員 長 商 工 観 光 係 長	商工観光係長 実際に作成した動画をユーチューブで配信したところ、主にアジア圏、中国圏で1万2,000

委員長 上戸委員	件アクセス、これは公開開始から1か月弱程度のヒット数ですけれども、ございました。あと、意外なところでは英語圏のほうの反応もよくて、そちらも8,000件ほどありました。その数字が多いか少ないかということに関しては、ちょっと捉え方によって難しい部分あるかと思いますが、一定数の反応があったということを聞いています。 以上です。 7番上戸委員
委員長 政策推進課長	私の聞きたいのは、当町において、例えばアジア圏で何万件見たとか英語圏で何人見たとか、そういうことではないんです。我が町にどういうメリットがあったのかと。実際、アジア圏の方がそれを見てこちらのほうに旅行に来て、厚沢部町に金を落としたのかだとか、そういうことを知りたいんです。その辺は何か把握しているものはありますか。
委員長 政策推進課長	政策推進課長 この事業は、先ほども申し上げましたとおり、観光庁の10分の10の事業がつきまして、それに乗って取り組んだ事業であります。残念ながらコロナの影響もありまして、なかなか海外のほうから入ってくるという環境にはありませんでしたが、徐々に国のほうもその辺を緩和しておりますので、そういった意味では、今後海外からの訪町、来町が見込めるのかなと。これまでは残念ながら表立って見えるような成果というのは、ちょっと確認できないというような状況であります。
委員長 上戸委員	7番上戸委員 観光庁の補助100%というのは分かります。それで、先ほどから外国のほうに映像を流すというふうなことだけの説明だったんだけど、国内は全く関係なくて外国だけということなん

委員長 商工観光係長	ですかね。どうなんですか、その辺は。
委員長 商工観光係長	商工観光係長 ただいまの御質問ですけれども、作成した動画については英語版、中国語版、日本語版とございますので、日本の方も見る事ができる、見て理解できるというパターン、多言語化して配信しておりますので、その辺は問題ないかと思います。
委員長 上戸委員	以上です。 7番上戸委員 やったという事実は分かりますけれども、何か説明を聞いているとあまり効果がないような感じを受けています。ですから、説明を聞いても、こういうふうなものだよというふうなインパクトが感じられない説明なので、もう少し厚沢部町のためになったよとか、そういうものが欲しかったなというような気はします。説明は要りません。
委員長 委員長	審議の途中ですが、本日はこれをもって散会します。 明日は午前10時から開会します。
委員長 委員長	皆様、お疲れさまでした。（16：52）